

平成27年9月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成27年9月3日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 神谷直子議員 (1) 教育基本構想について
2. 北川広人議員 (1) かわら美術館について  
(2) 地域における医療と介護の連携について
3. 黒川美克議員 (1) 学校施設の老朽化について  
(2) 幼保の一元化について
4. 小野田由紀子議員 (1) 生活困窮者自立支援制度について  
(2) 人と動物が共に幸せに暮らすまちの実現について
5. 神谷利盛議員 (1) 「第6次高浜市総合計画（2011～2021）」について  
(2) 「アシタのたかはま研究所」について
6. 柴田耕一議員 (1) 交通安全対策について

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	10番	杉浦敏和
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長 吉岡初浩

副市長	神谷坂敏
教育長	岸上善徳
企画部長	加藤元久
総合政策グループリーダー	木村忠好
人事グループリーダー	野口恒夫
総務部長	新美龍二
行政グループリーダー	山本時雄
行政グループ主幹	杉浦嘉彦
財務グループリーダー	内田徹
市民総合窓口センター長	大岡英城
市民生活グループリーダー	山下浩二
福祉部長	神谷美百合
地域福祉グループリーダー	杉浦崇臣
地域福祉グループ主幹	安蒜丈範
介護保険・障がいグループリーダー	竹内正夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
生涯現役まちづくりグループリーダー兼保健福祉グループ主幹	磯村和志
保健福祉グループリーダー	加藤一志
こども未来部長	中村孝徳
こども育成グループリーダー	都築真哉
文化スポーツグループリーダー	岡島正明
都市政策部長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	田中秀彦
企業支援グループリーダー	平山昌秋
都市防災グループリーダー	芝田啓二
都市防災グループ主幹	神谷義直
地域産業グループリーダー	板倉宏幸
学校経営グループリーダー	内藤克己
学校経営グループ主幹	岡本竜生
監査委員事務局長	杉浦義人

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	森野隆
主査	内藤修平

## 議事の経過

○議長（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

---

### 午前10時00分開議

○議長（幸前信雄） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。  
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（幸前信雄） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

11番、神谷直子議員。一つ、教育基本構想について。以上、1問についての質問を許します。

11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） おはようございます。

11番、神谷直子です。議長のお許しを得ましたので、議員になって初めての一般質問をさせていただきます。

平成23年より始まりました市民会議では、高浜市の第6次総合計画の策定に一市民として参画させていただきました。また、高浜市の10年後の教育を考える高浜市教育基本構想の策定にも参画させていただきました。当時、一般市民だった私には、それらの作業に加わることは大変新鮮で、高浜市の未来を担う子供達がどのような教育を受けたらよいのか、また、将来の高浜市民としての素養はどのようなものが必要かということを考えるきっかけにもなりました。

その教育基本構想策定委員会では、行政の方と教育関係者の方と、ほかの市民の方とを交えて会議を幾度となく重ねました。高浜の子供たちのことを真剣に考えて、会議内で、自立した高浜の未来市民を育て育もうとしてみえた教育関係者や行政の方と一緒に作成できたことに感動を覚えたことをきのうのように思い出します。

折しも、それは、平成20年に文部科学省が小・中学校の学習指導要領を改訂し、平成23年度に

小学校の、平成24年に中学校の新学習指導要領が実施されたことに伴い、学校、家庭、地域の連携・協力について、子供たちの現状を踏まえ、生きる力を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力、判断力、表現力などの育成を重視しようとしたときに重なりました。

これからの教育は、ゆとりでも詰め込みでもなく、未来の社会を生き抜くために必要な生きる力を身につけてほしいという教育の転換期とも重なっています。この生きる力を育むためには、学校だけでなく、家庭や地域など社会全体で子供たちの教育に取り組むことが大切になります。変化の激しいこれからの社会を生き抜くために、確かな学力、豊かな人間性、健康、体力の、知・徳・体をバランスよく育てることが大切です。つまり、生きる力とは、知・徳・体のバランスのとれた力のことです。基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、みずから考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力、みずからを律しつつ、他人とともに協調し他人を思いやる心や感動するなどの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、文部科学省の掲げる子供たちに大切な生きる力だけでなく、高浜の子供たちに、これも欲しい、あれも欲しい、でも最終的には高浜で育ったという誇りを子供たちに持ってもらいたいよねと、いろんな方々の思いが詰まった教育基本構想になったと、私は思っています。そこで、高浜市の教育基本構想について質問させていただきます。

教育基本構想でも掲げた第6次高浜市総合基本計画の目標4、「学校・家庭・地域が連携を深め、12年間の学びや育ちをつなげます」にある目標達成のための主な取り組みのⅡの(2)、各園・各学校の特色や高浜市のまちの資源(ひと・もの・こと)を生かした高浜カリキュラムについてお聞きしたいと思います。

これは、どのような取り組みでしょうか。また、12年間の学びをつなげるに当たり、工夫されている点はありますか。中学校における高浜カリキュラムで、キャリア教育に取り組むのはなぜでしょうか。

1年生で地域の方に見守られ初めての職業体験をします。今まで子供として扱われていたのに、大人にまじって職業を経験することは、子供の自立や自信にもつながります。貴重な経験になります。2年生では、中学校卒業後の進路について研究し、自分の進路を決め、自分の選択した進路だけでなく、いろいろな進路があることを研究すると聞いています。3年生の修学旅行先では、民宿で漁業体験や、東京でしか出会えないような方に会って、自分の進路の選択に幅を持たせると聞いております。そのような体験をする中で、子供たちは自立し、大人への階段を上っていくのでしょうか。

中学校卒業は、子供たちは15の春といい、初めての進路選択を迫られることになります。その進路を決めるに当たり、キャリア教育を推し進めることはとてもよいことだと思います。

私の子供のころにはなかったようなカードゲーム、情報通信網やゲーム機の端末、携帯電話、タブレット端末、スマートフォンなど、子供たちを取り巻く環境も大きく変わり、目標に向かっ

て人生を選択する力が必要で、誘惑に負けない強い心が必要になってきます。情報があふれ返るこの時代で、どのような情報を正しく利用できるかという生きる力も必要になってきます。そのような生きる力をつけ、社会の荒波に飛び立つ子供たちのために、自己を理解し、自己肯定感の強い、他人を尊重し、たくましい子供を育むために、生きる力イコールキャリアという考え方はとても素晴らしいと考えます。自己を理解するために性格判断や職業適性検査を行ったりすることも聞いております。

飲食店や小売店に行きますと、よく木の盾が飾ってあります。それを見ると、中学生の職業体験が地域の方々に支えられ、行われていると感じられます。自分の目指す未来に近い体験をするために、子供たちはもちろん、学校教育関係者の方の努力もたくさんあると思います。

このような取り組みを子供、家庭、地域、学校関係者が力を合わせ、今後の高浜市を背負って立つような大人になるための子供たちの取り組みは、どのような展開をされていかれるのでしょうか。

以上、私のキャリア教育の思い、そしてお聞きしたいことを申し上げましたが、具体的に3点お聞きします。

1点目は、教育基本構想における高浜カリキュラムについて。2点目が、高浜カリキュラムにおける中学生のキャリア教育について。3点目が今後の展開についてでございます。

できれば具体例を交えてお答えください。よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） 教育長。

○教育長（岸上善徳） おはようございます。

それでは、神谷直子議員の1、教育基本構想について、（1）教育基本構想における高浜カリキュラムについて、（2）高浜カリキュラムにおける中学生のキャリア教育について、（3）今後の展開についてお答えいたします。

初めに、（1）教育基本構想における高浜カリキュラムについてであります。高浜カリキュラムは、高浜の子供の12年間の学びをつなげるための異校種間連携の一つの柱として位置づけており、その狙いは大きく分けて2つあります。

1つ目は、高浜の教育財産であります「ひと・もの・こと」について、高浜市内の園児・児童・生徒が高浜のよさを学ぶことにあります。幼稚園・保育園の保育の時間、小学校1、2年生の生活科、小学校3年生から中学校3年生までの総合的な学習の時間で行われ、高浜の園・学校として共通して取り組むテーマに基づき学習しています。

具体的なテーマの例としましては、次のようになっています。

幼稚園・保育園では、楽しい、うれしい、おいしいを味わう「食育」、人とかかわって遊ぶ「身近な人」があり、小学校1、2年生では、花や野菜を育てる「花・野菜」、まちのよさを見つける「街の宝物・街のすてきな人」、感謝の心をあらわす「ありがとうを届けよう」がありま

す。3年生では、町の福祉を見つけ、できることを考える「高齢者福祉、福祉ボランティア」が、4年生では、身近な環境について考える「環境を守る人、身近な自然環境」があります。5年生では、事故や犯罪から身を守り、安心・安全なまちについて考える「まちの防犯対策、安心安全な高浜をめざして」が、6年生では、災害の中身について学び、災害から身を守る「防災対策・先人から学ぶ防災」があります。そして、自分の進路を見定め生き方を学ぶ、中学校の「キャリア教育」となっています。

このような、高浜カリキュラムの実践で、子供たちは高浜の教育財産であります「ひと・もの・こと」から学ぶ点を見出し、高浜のよさを実感していきます。

高浜カリキュラムの狙いの2つ目としましては、最終的に次のような育てたい力を育むことにあります。その力とは、探求力、表現力、実践力の3つであり、まず、探求力とは、みずから課題を見つけ、仮説を立て、見通しを持った計画のもとに調査活動をし、主体的に判断しながら結果をまとめ、考察する力のことです。次に、表現力については、課題に対して学習の過程や結果及びそこから導き出したみずからの考えを筋道立てて的確に表現する力のことをいいます。最後の実戦力は、自己の生活を見詰め直し、将来を考え、夢や希望を持って実践する力のことです。高浜カリキュラムでは、これらの力が着実に身につくよう、スモールステップで子供の発達段階に応じて目標を定め、各学校が目標を達成できるようにそれぞれ学習内容を組み立てているところでもあります。

次に、(2)高浜カリキュラムにおける中学生のキャリア教育につきましては、具体的な例を挙げ、お答えをさせていただきます。

中学生のキャリア教育につきましては、職業の理解も深めながら、理想とする自己の生き方を見つけ、その実現に向けて生涯にわたって努力できる力が身につくよう、学習内容を組み立てています。通常、キャリア教育といえますと、職業に特化した学習を示す場合がよくありますが、高浜カリキュラムでは、キャリアを職業や仕事に限定せず、自分がこれまで努力してきた体験やそれによって身につけた知識や技能、考え方などを含めてキャリアと考えています。中学の3年間を見通したキャリア教育を行うに当たり、子供たちの実態に合わせ、学習プランを柔軟に取り扱い、的確な構想を立てています。

例えば、高浜中学校では、キャリア教育の構想を道徳や特別活動とのつながりを考えて作成しており、キャリア教育の価値を持った教科や領域の内容をつなぐ学習プランを実践することで、生徒自身がキャリアを積んだことを自覚し、自信を持って目標に立ち向かえるようにしています。具体的には、応援合戦や合唱コンクールなどの学校行事の前後で、みずからの力の変容を表にあらわして見える化を図ったり、行事に合わせて努力や協力の価値を考える授業を行ったりしています。

その他の例としましては、働く人の話を聞く職業セミナーがあり、高浜中学校では、ここでも

キャリアを意識させるため、次のような手だてをとっています。

まず、職業セミナーの前に自分を見詰め、生徒自身がこれまで努力したことや成長したことを書き出して発表することにより、現時点での自分のキャリアを把握したところで職業調べに入ります。そのとき、調査意欲向上のため3段階のステップを設けています。

第1段階は、なりたい自分、つきたい職業について考え、第2段階は職業適性検査をし、第3段階では適性によって幾つかのグループに分かれた話し合いを行い、自分や他者のさまざまな面を発見し興味を高めます。この話し合いのポイントを説明いたしますと、話し合いのテーマを生徒の身近なところで設定し、初めは適性検査の同じ生徒同士、次は適性検査の異なる生徒同士で集まり、同じテーマについて二度の話し合いを行うところにあります。ただし、適性検査の結果でグループ分けがしてあることは、生徒には伏せておきます。この二度の話し合いのうち、どちらのグループでの話し合いがより議論が深まったかを確認すると、多くは適性検査の異なる生徒同士で集まったグループという結果となっています。ここで、教師からグループ分けが適性検査の結果に基づいたものであると生徒に説明し、生徒がそのことを理解したとき、異なる適性の生徒が集まったときに話し合いが深まることを実感するわけであります。このようなキャリア学習を経て、生徒はさまざまな職業に興味を示し、積極的に調べ学習を行い、また、異なる立場の者が話し合うことで、1人では思いもよらない考えに至ることを理解するわけです。

職業セミナーでは、高浜市で働いている大人に講師になっていただき、働くことの意義や仕事の内容を聞く機会を2講座用意しています。例えば、すし職人から、同じすしでも思いを込めて握るかどうか大切で、そのためには常に勉強が必要であるということを教わった生徒は、なぜ教室での勉強が必要なのかについて気づくことができ、もっと知識や技術を深めていきたいと思うという思いを持ちました。また、メディア関係者からCMづくりについて教えていただいた生徒は、どんな仕事でも楽しんでやれるところまでいけば大きな生きがいになり、将来メディアの仕事につかなくてもコミュニケーション力は身につけ、大人になったときもこの力が続いていくことがとても楽しみであると振り返ることができました。

2月の上旬には、来年度入学する小学校6年生に向けて入学説明会が行われますので、この機会に40分の時間を確保し、中学1年生が一丸となって、これまで積み上げたキャリアを6年生に伝える取り組みを行っています。例えば、中学生が協力して台本をつくって、劇や歌などを用いて応援合戦のようすを再現し、応援合戦を通して、人は人の中で成長できることを6年生やその保護者に向けて自分が感じ取った思いをメッセージとして伝えています。また、中学1年生で全員合唱を行い、続けて生徒代表が歌詞に込められた意味を話し、小学校で培ってきた力を信じて充実した中学校生活を送ってほしいというエールを送り、中学校でどのように考え、どのように行動すれば成長できるかを伝えました。

このようなところにもキャリア教育の考えが生かされており、これらの活動を終えたとき、あ

る中学1年生は1年間の取り組みを次のように振り返りました。「私は、さまざまな力を高めることができました。例えば、みんなと協力して一つのものをつくり上げる力です。そのためには、まず自分からやろうとする力が必要とわかりました。そして、調べたり考えたりしてアイデアを生み出し、その思いやアイデアを周りに届ける力が育ちました。周りを気遣う力や人のよさを見つける力、周りを見て助言する力もついたと思います。そして、自分の役割を最後までやり抜く力がつきました。そして何よりうれしいのは、自分も含めたみんなの力が上がったことです。」と書いています。キャリア教育によって、生徒が自分自身の成長に気づくと同時に、周りとともに生きる方向性を見出したことを示している感想であると言えます。

もちろん、中学3年生では、進路の選択を迫られ、何かと悩みや不安がついてまわることも事実ですが、中学卒業時の進路選択で人生の全てが決まるわけではありません。キャリア教育で大切なことは、選択の結果よりも、選択に至る過程と、選択という行為そのものであり、どのような選択をしても理想と現実の差があることが多く、後から本当にこの選択でよかったのかと疑問が湧く場合もあります。そのとき、困難に負けずに踏みとどまり、次のスタートが切れるかどうかは、選択をした過程にかかっており、自分の問題と向き合い、悩みながらも自分で選択してきた過程や経験、また明確な理由があれば、多くのことを肯定的に考えることができます。仮に、親や教師に言われたからという理由だけで選択すると、選択の失敗を人のせいにし、不満ばかりが大きくなることが考えられます。

キャリア教育では、自分で選択し決定する場面が何度も出てきます。例えば、中学2年生では、学校を出て実際の職場で3日間の職業体験を行い、そのとき、希望する職場での実習が可能かどうかについて、基本的に生徒本人が直接職場と連絡をとり交渉をします。場合によっては、何度も断られるといった経験をする生徒もありますが、こういった経験が選択力や我慢強く道を切り開く力を育てることにつながっていきます。

同様のことは、中学3年生の修学旅行先での職場訪問の決定でも起きますが、キャリアを積んだ生徒は1年前よりもずっと力強く対応できます。進路にかかわらず、選択をするという行為について、後から湧いてくる不安や悩みを完全に払拭することは難しいものですが、大切なことは、不安や悩みを抱えながらも前に進んでいく強い意思を身につけることであり、これもキャリア教育の重要な一面と考えています。

以上、高浜中学校のキャリア教育を例として御説明しましたが、南中学校においてもほぼ同様な取り組みをしております。現在、南中学校では、中学1年生で職場体験を実施できるようにカリキュラムの見直しを進めているところであります。

次に、(3)今後の展開についてであります。文部科学省から示されております「今、求められる力を高める総合的な学習」の中に次のような一文があります。「物事の本質を探り始めようとする年頃の中学生は、実際の出来事や問題を真剣に考えることで、大きく成長します。様々

な出来事の背景にある目に見えない価値や意味を真剣に問い掛けながら、その本質を自分なりにとらえようとしている姿が見て取れるのです。こうした表面的ではない、事象の背景を見抜き、考え抜こうとする姿に中学生としてのキャリア教育の醍醐味があります。このようにキャリア教育では、自分自身のよさや可能性を実感し、これからの人生での道標を明らかにしていく生徒の姿があるのです」というものです。この考えは、まさに高浜市が進めているキャリア教育の考えと大いに一致するものであり、現在の取り組みを継続していくことの確かさを示しています。

平成28年度末に、中学3年生までの単元計画を完成させるため、今年度は中学2年生の単元計画について取り組みを進めているところであります。いずれにいたしましても、中学の3年間でキャリア教育において生徒に身につけさせたい力や、授業の内容や展開が生徒の実態とずれていないかを振り返ること、また、より効果的な授業の展開を工夫し、行事との関連を図る取り組みが重要であると考えていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（幸前信雄） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

民間園における高浜カリキュラムの取り組みについて。

現在、高浜市の保育園は民営化が進んでおり、市の直営の園ではない形態がふえています。民間法人が運営する園においても、公立園同様に高浜カリキュラムへの理解がされているのでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 御質問の民間園での取り組み状況についてお答えをいたします。

市では、毎月、各園の園長が参加する合同園長会を開催しております。この合同園長会には、市内の公立幼稚園4園、公立保育所2園、民間保育所7園、民間の認定こども園1園の各園長が参加をし、市や関係機関からの報告や依頼、各園の情報共有の場を設けております。民間園に対しましても、公立幼稚園・保育園同様に合同園長会などを通じて、各園へ情報提供や依頼をしておりますので、高浜カリキュラムの実践や幼・保、小の連携などの趣旨を理解し、各園の特色を生かしながら実践をしていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。民間園がふえている中で、せっかくの幼・保、小・中の流れを考えた高浜カリキュラムが浸透しているかどうかという不安はないわけですね。

高浜の資源を生かした取り組みの高浜カリキュラムで、私も公立の幼稚園や民間の保育園に菊人形づくりのお手伝いに参加したことがあります。それも高浜カリキュラムの一環の人とかかわって遊ぶの中ということなのですね。よくわかりました。

次の再質問をさせていただきます。

中学生のキャリア教育の答弁の中に、家庭や地域の取り組みが余りお答えとしてありませんで

した。そのところをもう少し詳しく、どのようなお考えかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（幸前信雄） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（岡本竜生） それではお答えします。

地域の取り組みとしましては、1年生で行う職業セミナーの講師、2年生で行う職場体験での場の提供、3年生で行う赤ちゃん体験などがあります。赤ちゃん体験では、NPO法人ふれ愛・ぽーとに御協力をいただき、赤ちゃんやその母親と接して、かけがえのない命を実感し、大切な自分の命の生かし方を学びます。この活動では、事前に家庭に協力を依頼し、自分が生まれたときや幼い日々のエピソードや自分への思いなどを保護者にインタビューします。あわせて、保護者から仕事について話を聞く機会にもしております。また、市の防災訓練でまちづくり協議会と中学生が協力してともに活動することなども、キャリア教育の狙いに沿った学びができる場もあります。

以上であります。

○議長（幸前信雄） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。最近では、核家族化や少子化が進んでおり、世代の違う子供や赤ちゃんなど、場所や時間をわざわざ設定しなくては交流することも難しくなっており、命の大切さを学ぶにはとてもよい機会だと思います。自分もこのように手をかけて大切な命として育まれてきたということを経験し、体感として感じることで、自分の命を次の世代につなげることの大切さを学ぶ機会ともなります。このような地道な取り組みが未来の少子化の抑制につながると思います。

毎日の生活の中で、親として、子供と接しておりますと、宿題はとか、テストの結果はとかのことにとにかく注視しがちになりますが、子供たちの持つ力を最大限に引き出し、信頼し、それぞれの子供たちが、それぞれ自分の進みたい進路を選択できる自由を得られるように、学校、家庭、地域の連携をつなげ、子供たちの未来のために必要なときには手を差し伸べ、常に見守っていきたいと思います。そして、高浜の子供たちが、高浜市で育ってよかった、すてきなカッコいい大人になれるように、母として、地域の大人として、高浜市議として、学校関係者の方々や当局にエールを送り、この質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（幸前信雄） 暫時休憩いたします。再開は、10時40分。

午前10時33分休憩

---

午前10時40分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、北川広人議員。一つ、かわら美術館について。一つ、地域における医療と介護の連携について。以上、2問についての質問を許します。

13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回のテーマは、かわら美術館についてと、地域における医療と介護の連携、これは特に刈谷豊田総合病院高浜分院についてであります。今回このテーマとして取り上げさせていただいた理由をまず説明をさせていただきますけれども、公共施設のあり方の問題というのは、単に公共施設の老朽化だけではなく、その整備を進めるに当たり、高浜市が厳しい財政状況にあるということ、この2点非常に理解をしているところであります。そして、これからは選択と集中とか、あれもこれもまちづくりから、あれかこれかまちづくりへの転換という考え方も理解をしているつもりであります。しかしながら、わかりやすく言うと、私は、古くなったからとかお金がないからとかが先走るような政策の進め方ではよくない、そのように伝わってしまうような進め方ではよくないということを思っております。要は、高浜市が未来に向けて進んでいく道筋をしっかりと示す。そして、それに対してその課題をどう解決しながら、市民の理解を得ながら、政策的にそれぞれの事業を進めていくのか、それに附帯するのが公共施設であるというふうに思っております。

現在、40年にわたる公共施設のあり方計画、それと財政計画、そういったものが、我々議会にも示されておりますけれども、その部分というのはやはりこれもあくまで案であって、変更もなされてくるということを思っておりますけれども、それと、それぞれの個別の事業が上手にリンクして伝わっていないんじゃないかなということ非常に心配をするわけです。それで、かわら美術館については、これは今、指定管理制度をとっておるわけですが、今年度でこの指定管理が任期満了ということ、このタイミングがあるなという話。それから高浜分院に関しましては、やはり早急な建てかえというお話が出ているというタイミング、この2つを例に挙げて、しっかり政策的な形を市民に示しながら、公共施設のあり方というものを市民のほうに説明をしていただきたいというのが一番の目的であります。

ついでという言い方はおかしいですけれども、その上で、かわら美術館と病院の今後について、そういったところを一般質問させていただきたいと思いましたので、テーマとして取り上げさせていただきます。ぜひ、よろしく願いをいたします。

それではまず、かわら美術館のほうですけれども、これは、美術館、平成7年10月に開館したものですから、ちょうど20周年という年に当たります。これまで管理運営面は設立から13年間は市の直営、そしてその後は指定管理者制度に移行して、7年間にわたっては、指定管理者乃村工藝社・NTTファシリティーズ美術館運営共同事業体ということで運営されてきました。今年度、

その20周年を迎えるということと、7年半にわたる指定管理期間が満了するということを含めての質問の一番初めですので、まず20年前にさかのぼっていただいて、この美術館を整備するに至った経緯についてお聞きかせをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（幸前信雄） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 美術館を整備するに至った経緯ということでございますけれども、かわら美術館につきましては、御案内のとおり平成2年3月に策定のほうをいたしました第4次の高浜市総合計画、こちらのほうのやきものの里ビジョンに基づきまして、伝統的地場産業でございます三州瓦の産地として発展した文化を守り、さらに発展させるための新たなまちづくりを目指しまして、その実現に向けての第一歩ということで建設したものでございます。

新たなまちづくり、特に市民参加によるまちづくりを進めていく上で、市民が三州瓦の生産を中心とした焼き物のイメージのもとに郷土への愛情や誇りを持つことは極めて重要なことでありまして、市民が高浜市に定住意識を持てるようなまちのシンボルをつくり、確立していくことを目指したものでございます。また、利用される方々の美意識や感受性を触発いたしまして、創造への意欲を高め、ゆとりと遊びの中に生活の潤いと豊かさをもたらすことを目的としております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。まさに、美術館というものは、そういうコンセプトでという意味合いと、それから、三州瓦という郷土の誇りとも言える地場産業、こういったものを融合させたようなイメージのところということを伺いました。

それでは、美術館は美術品を展示するだけではなくて、さまざまな施設が館の中にはあるわけですが、その施設のコンセプトと、どのような活用を目指してそれがつくられたものなのか、ここの部分も改めてお聞きをしたいと思えます。

○議長（幸前信雄） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 施設のコンセプトと、どのような活用を目指したかというところでございますけれども、館内の施設というのは、働くまちに生活のうるおいと豊かさをもたらす、人間性と創造性豊かな人づくりの場、あるいは幅広い芸術や文化の創造拠点としての活用を目指しまして、美・感・創・遊、要するに、美意識・感性・創造・遊び心の要素を取り入れた施設のほうで構成がされておるというところでございます。

瓦と焼き物を美術的に鑑賞するばかりでなく、さまざまなジャンルのすぐれた美術品を鑑賞できる展示室を初め、ハイビジョンシアター、土のぬくもりと創作の喜びを体感できる陶芸創作室、学習意欲に応え、講座・講義を開催する講会議室、心を豊かにしてくれる音楽や舞踏などを楽しめるホールやスタジオなどで構成されておりました、単なる美術館にとどまらない施設というふうになっておるところでございます。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

今、お話をしていただいた、答弁していただいたような部分というのは、これはまさに、やきものの里ビジョンの中にもうたわれて、目指すべき姿としてあったところだと思いますけれども、実際この20年という節目の中で、さまざまな見直しというか振り返りというか、そういったところはやってこられたと思いますけれども、間7年間は指定管理という形ではありましたが、この20年間のかわら美術館というものをどのように総括をしているのか、ここのところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） 20年の総括ということでございますが、かわら美術館と申すのは、世界で唯一の瓦をテーマにした美術館ということで、先人たちが築き上げてきました歴史と伝統ある瓦文化というのを受け継ぎ、発信する拠点、また、平和、福祉、ものづくり、絵本、地元テーマなど国内外のさまざまなジャンルに触れる機会の提供、あるいは、焼き物に親しむ陶芸づくりの場、市民の芸術文化の創造拠点として、ユニークで多面的な美術館というイメージをつくり上げ、市内外から多くの来館者を集めてまいりました。

また、まちのシンボルの建設ということで、瓦のまち高浜のアイデンティティーを高めるとともに、都市ブランドの形成や市民参加による新たなまちづくりにもつながってきたというふうに考えております。

一方、美術、音楽、ものづくりのワークショップや各種イベント、講演会などを通じまして、子供から高齢者までさまざまな世代が参加できる教育普及活動にも力を入れまして、市民の学びとつながりの和を広げてまいりました。

さらに、ロケーションの面では、かわら美術館が市内のさまざまな名所をつなぐ鬼のみちの拠点となっているほか、鬼みちまつりの舞台、健康自生地、観光との連携、ざっくばらんなカフェやタカハマ！まるごと宝箱の開催など、分野を超えたつながりの拠点ということで、重要な役割を果たしていると、このように考えております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは、もう一つお聞きします。

ここまでの基本的なお話ですのでお聞かせいただきたいんですけども、答弁の中で今、市民参加による新たなまちづくりにもつながったという部分があったけれども、これは具体的にはどのようなところを指しているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） 市民参加による新たなまちづくりということでございますが、かわら美術館の建設を契機に、さまざまなジャンルの女性グループというのが参加しました、おてん婆おてん娘まちづくりの会というのが当時発足しまして、後のかわら美術館を核とする鬼の

みちの整備につながる鬼みち散策コースのマップづくりということが行われてまいりました。

鬼のみちの整備におきましても、鬼師さんを初め、多くの市民がそれぞれの立場で腕を振るい、自分たちの鬼のみちという意識が高まるとともに、高浜市の文化的シンボルである瓦の歴史やさまざまな表情を発見することができる、魅力満載の鬼のみちの整備につながったというふうに考えております。市民参加によりハードを整備するという原型がここに見られます。さらに、鬼のみちの整備が、後の鬼みち案内人の会の設立、鬼師による鬼瓦の製作体験、あるいは周辺住民がさまざまな瓦で家の周りを飾るなど、市民が主体となって鬼のみちを盛り上げるというソフト活動も活発に行われてまいりました。

現在では、かわら美術館を舞台にした鬼みちまつりも、分野・世代を超えた多くの市民参加により盛大に開催され、小学生が製作する鬼あかりづくりも恒例となり、今年度で14回目を迎えたところであります。

こうしたさまざまな鬼のみちを盛り上げる市民活動は、まさに、現在のまちづくり協議会など市民との協働によるまちづくりのはしりとも言え、協働のまち高浜をつくり上げていく上で、重要な役割を果たしてきたと考えております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ということで、かわら美術館というのは、一定の評価に値する役割を担ってきているんだなということはわかりましたけれども、個人的なイメージですけれども、例えばもとからあるやきものの里ビジョンの中にある三州瓦に対しての例えば発信力ですとか、あるいは、その発信力というのは例えば外じゃなくて市内に対する発信力というのが本当にやっていたんだろうかということを思います。

私ども議会は、昨年、三州瓦をひろめよう条例を議員提案でつくりましたけれども、美術館というのは確かにすてきな施設であり、ただ、少しステータスを持ち過ぎると入りにくくなってしまようなイメージにもつながるのかなということもあります。その三州瓦というものの産地としての発信力というものが、どれだけできたのかなというところも少し思いますし、それから、どうしても立地の問題も多分あるのかもしれませんが、駐車場の問題も含めて、今は、鬼みちから何からで、かわら美術館の位置というのは十分に市民に認識されているのかもしれませんが、当初というのはそうでもなかったのかなという気がします。ただ、市民協働のまちづくりという部分のパイオニア的な役割というのは重々に果たしてきていると思いますし、その部分というのはもっともっと広げていくべきじゃないのかなというところは思います。

これは、私は個人的な評価をしてもしょうがないんですけれども、やっぱり20年という節目でするので、当局側としてもしっかりと今までの評価というものをやっていただいて、それをまた、きちんと市民のほうに示していただきたい。かわら美術館をどうするという話に結びつけるためのことではなくて、市民の財産としてそれは持っていたわけですので、それがどのように活躍し

てきたのか、どうだったのかというところはきちんと検証してもいい時期じゃないのかなということをおもいます。それは一つ要望として出しておきたいとおもいます。

それでは、7年前から今年度で終わる指定管理のことですけれども、現在の指定管理者、指定管理制度も含めて、指定管理者をどのように評価をしているのかお聞かせいただきたいとおもいます。

○議長（幸前信雄） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） 指定管理者の評価ということでございますが、指定管理者制度への移行というのは、当時の高浜市構造改革推進におけるアウトソーシング戦略の一環ということで、民間の力を活用し、よりよいサービスを提供する、また、効率化を図るという趣旨で導入いたしましたものでございます。

指定管理に移行しましてからは、平和、福祉、子供をキーワードとする展覧会事業による従来のテーマの継続ということと、ウルトラマン創世紀展など、知名度アップの企画、地元テーマとサブカルチャーの融合など、ユニークで多面的なものに磨きをかけまして、現在では年間5万5,000人を超える来館者数があります。指定管理者の企画力とそのネットワークというものには目を見張るものがあると、このように考えております。特に、広報という面では、民間ならではのフレキシブルさを発揮し、民間企業や大手マスメディアとの連携など、高浜市のPRに大きく貢献いたしてもらったということでございます。

また、美術館という専門性を有する施設の保守という面におきましても、一級建築士による建物簡易劣化診断を行い、中・長期整備計画を作成するとともに、日常の着実な管理・点検による予防保全ということを行うことによりまして、維持管理コストの削減を図っておるということでございます。省エネの関係でも、電力調達先の変更やデマンド制御の実施、館内照明のLED化により、電気使用量の削減を図っております。

一方、課題という面では、市から運営を引き継ぎ全体を把握するまでに約2年という時間を要したということ、力を発揮するまでに時間がかかったということと、指定管理期間ということから期限が限られておりますので、地域団体や市民との長期的なネットワークづくりというのが十分にはできなかったということが挙げられます。

以上です。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） まさに、その評価の部分ですけれども、私も青木町に住んでいる関係、そしてまた美術館を個人的にも使わせている関係があつて、指定管理者の方々とお話をする機会が多いんですけども、今言われた、特に広報活動、それから専門的な施設の保守管理、こういったところは、本当に素人の私でもやっぱり、変わったなというところをすごく感じた覚えがあります。ここは本当に評価に値するなというところを思っております。

それから、市からの仕掛けづくりはあったのかもしれませんが、先ほどお話にありました、協働のまち高浜をつくられていくというような意味合いでのパイオニア的な施設としてのやり方というのは、これは十分に発揮ができていたと思いますけれども、指定管理者が、これは多分全国的な課題でもあるのかもしれませんが、指定管理者というのはどうしても雇われている側ですよ、行政から見ると。そうすると、雇われている側というのは、市民から雇われているという意識じゃないんですよ。行政から雇われているという意識になってしまうと思うんです。そうすると、行政側のほうに目を向けてしまって、本来このまちをどうするんだとか、そういったところというのに踏み込んでくるというのは非常に難しいんじゃないかなという気がします。そういう点で、やはりもう少し工夫があってもいいのかなと、今後のことを含めて言いますけれども、いいのかなという気がいたします。

指定管理はさまざまな美術館、博物館だけではなくて、さまざまなものが指定管理というところでアウトソーシング化されているところが、高浜以外でもたくさんありますけれども、やはりそういったところをしっかりと、ほかの部署も含めて気をつけていかないといけないのかなというところをお伝えしておきたいというふうに思います。

それでは、今からが問題なんですけれども、この20年という節目を迎えてなおかつ指定管理が任期満了になるということで、今後のかかわる美術館の運営を考える上で取り巻く環境を含めて、現在の課題をどのようにとらえているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） 現在の課題ということでございますが、取り巻く環境が大きく変わってきております。

少子高齢化の進展による社会保障費の増大とか、見込まれる公共施設の大規模改修や建てかえなどにより、今後、本市の財政状況が大変厳しくなることが予想されております。特に、美術館の運営につきましては、施設の維持や収蔵品の管理などにおきまして多額の運営費を要することから、身の丈に合った運営が厳しく求められてくるんであろうと。こうした、人、物、金が限られる中で、これまでの20年間の実績をいかにつなぎ、まちづくり全体の中でいかに市民とともに歩む美術館としていけるかということが課題であると考えております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） まさに、その身の丈に合った運営ということで、これはその部分には賛同できるところがあるんですけども、これは多分会議録になって後で見ると、身の丈に合ったということは、美術館なんか要らんじゃねえのかと聞こえてしまうといけないもんですから、そういう意味ではなくて、美術館運営を身の丈に合った運営の仕方というところで同調できるということを改めて言わせていただきますけれども、今後の方向性、今言った、身の丈に合った運営が求められていくだろうという課題を抱えながらの今後の方向性というものをどのようにお考え

になっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） 美術館の運営は、時代の転換点というところで大変厳しい状況でございますが、鬼のみちの拠点ということで、ロケーション等の面からも重要な位置を占めております。また、ユニークで多面的な美術館というイメージも定着しておりまして、分野を超えたつながりの拠点ということで、こちらの面でも重要な役割を果たしております。

そこで、今後の方向性ということでございますが、これまでの20年間で築きました美術館のイメージを残しながら、美術品鑑賞の場から市民とともにあり、さまざまなメッセージを発信できる場への活用を考えております。未来志向の瓦ということイメージできるような、未来へつながるような空間の創出、陶芸に加えまして、さらに幅広いものづくりの視点、映像等の芸術文化活動の推進、住民参加型のまちの情報を発信する拠点ということで、地域に根づき、市民が身近に感じられるような美術館運営を目指してまいりたいと、このように考えております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 方向性というか、美術品鑑賞の場から情報発信の場への転換というふうなお話だと思いますけれども、非常にわかりにくいです。

どうしてわかりにくいかというと、2つあるんですよ。1つは、美術館という形で使ってきたやきもの里ビジョンの構想からこの美術館を整備して20年間やってきて、先ほど総括あるいは評価もしていただきましたけれども、その中で、どうしてじゃ、今後情報発信の場への転換なのというところ、あるいは、来年度ということは、これあと半年もなく指定管理の期間が切れるわけですよ。12月定例会には、もしかしたら早ければ次の指定管理の方の議決が入ってくる可能性もありますよね。そういったところを考えていくと、ちょっとわかりにくいのかなという気がします。

先ほど、一番初めにきょうこのテーマにする意味合いというのを説明しましたけれども、やっぱり、政策というものがあって初めてここをこういうふうに使っていくんだ、ここにこういうお金を投じるんだということがしっかりと見えてくると思うんですよ。そういった点でいうと、非常に担当部局の方あるいは市長さん、副市長さん初め、当局の方々には恐縮ですけども、美術館なんていうのは持った瞬間に責任まで持っているわけですよ。今多分2,500ぐらいの収蔵品があると思いますけれども、それ自体をしっかりとその収蔵品を次の世代につなげていくという大きな責任をともに持ったということだと思うんですよ。それを使う使わないはともかくとして、その方向転換であろうが何であろうが結構ですけども、市民の方々にしっかりとわかりやすく伝えなければ、これは1円たりとも余分に使うなという話にしかならないと思うんですよ。何もやらなくても、1年間に先ほど言った収蔵品をきちんと管理していくためには、それなりのお金がかかるわけですよ、例えば市の直営でやるにしたって。

ぜひ、この3月で指定管理の任期が切れるのであれば、今の現指定管理者の方々とも十分なお話し合いをしていただいて、市当局内での重々なお話し合いをしていただいて、そしてまた、さまざまな団体があります。この美術館をつかって、市民との協働のまちづくりっていうものやってきたさまざまな団体がもう今既に高浜にあるじゃないですか。そういったところの皆さんとしっかりと意見交換をしてやっていくべきだというふうに思うんです。それが今から半年もないわけですから、その間に難しいのであれば、そういうものを目指していくための期間として、今からの指定管理期間をこうやっておくんだというようなことをしっかりと市民に説明していく、そういったことが必要じゃないかなという気がします。

美術館というのは、すごくステータスがあって、あそこに行くと本当にロケーションもよくて、何かこう気持ち、何ていうんですか新鮮な感じになると言うのかな、上手に言えませんが、そういう場所だと思います。これは本当に大事な市民の財産です。それをどう上手に使っていくかということは、非常に大事なことです。ぜひともそこをいま一度よく行政内で練っていただきたいということを思います。

それで、今、私、自分の意見として言ったんですけれども、当局のほうの御意見を本当は一般質問ですから聞かなきゃいけないものですから、指定管理者による運営を継続するのかどうかということ、それから、もし継続するのであれば、その選定に向けた現在の状況、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（幸前信雄）　こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳）　来年度以降の運営主体というところで、まずお答えさせていただきますけれども、運営主体を以前の市の直営に戻した場合には、高い専門性を有する施設を適切に維持管理できる職員の確保などの保守面、それから学芸員の継続性などの運営面、もう1点が柔軟な人材活用などの効率面というところで、市直営に戻すことが最良とは思われないところから、現在のところでは、今後5年間は引き続き指定管理者による運営のほうを考えておるといってございませう。

それから、2つ目の現在の状況というところでございませうけれども、本来であればここで新たに公募をかけて指定管理者を選定するところというあれでございませうけれども、身の丈に合った運営を最優先にというところで、運営方針を大幅に変更するというところから、現在美術館の内情をよく理解しておりまして、かつ企画力もある現指定管理者と、今後の運営についてちょっと協議をしておるといってございませう。

先方のほうには、指定管理料が大幅な削減になるということをお伝え、こちらが必要最小額として算出した金額のほうを提示のほういたしまして、その中で何ができるか、市のほうと双方で協議しているところとございませう。現在は、協議の最中でありまして、知恵を出し合っておるといって御理解いただきたいと申します。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 現指定管理者のほうとの話し合いで、指定管理期間は5年間というお話です。現指定管理者との話というのは、僕はある意味賛成できると思うんです。先ほど、答弁の中で、7年の指定管理期間のうちの2年間ぐらいは、要は、施設全てを把握していくために必要な期間として過ぎてしまったというような答弁があったと思いますけれども、それも今度指定管理者がかわれば、また同じようなことが起こるのかなというようなことは想定できる話ですので、そのところは十分に理解はできますけれども、これも指定管理者はもう民間ですから、ある程度の期間は与えてあげなければ、やはり、なかなかうんと言う答えも難しいというふうに思います。ただ、一つ気になるのが、双方で協議しているところだという、今、現況をお聞きしたんですけれども、その中に、その中というよりも、行政側が集めていただくふうでいいと思うんですが、例えば商工会ですとか、観光協会ですとか、瓦業界ですとか、文化協会、婦人会、さまざま団体があるじゃないですか。それから地域でいうと町内会というなら青木町であったり、碧海町であったり、高浜のまち協であったり、南部のまち協であったりという団体がありますよね。そういった方々に、自分たちが美術館というあのハードの部分をどう使う可能性があるのかというようなことを話すような場面づくりみたいなものもすぐさま始めていただくようなことはできないんですか。そういうところをやっていただくことによって、そこに指定管理者を入れると、なかなかやりにくいところがあるのかもしれないので、あえて指定管理者とはまた別の協議でいいもんですから、そういう市民のさまざまな団体の方々がどういうことを、私だったら、私たちの団体だったらこのここをこういうふうに使いたいんだというのが、ぽんぽん出てくる可能性もあるんじゃないかなという気がするんです。ぜひ、そういうところを考えて進めていっていただきたいなということを思います。

これも、やっぱり、こういう形での運営方式に持っていくんだ、そしてまた美術館自体がこういう形を目指すんだというところに対して、市民理解を得る重要なファクターになるんじゃないかなという気がするんですよ、そういうところでの話し合いというのは。それで、きょうは2問あるものですから余り時間がありませんので、5年後という期間をもし置かれるのであれば、その5年後についてというのは、先ほど私、申し上げたように、さまざまな団体の御意見もお聞きしながら、市民の力も上手に使いながら5年後についてしっかり考えていっていただきたいということを一つ思うんです。

私も議会は、8月の公共施設のあり方検討特別委員会で資料をもらっていますね。今後の公共施設あり方検討推進プラン見直し案というやつですね。これをもらっています。この中で見ると、美術館の今後のあり方ということで、平成32年ごろには民間移譲とか廃止とか機能変更とかを視野に入れて、あり方検討に入りたいというようなことが、スケジュール上は、決定ではないと思いますが、案ですから、そういうふううたってあります。そういったところも含めて、や

っぱり、今言ったような形で考えていっていただくことが一番いいのかなという気がします。

ただし、さっき途中で言いましたけれども、美術館というのは持った瞬間から責任があると、持ち続けて、そしてまたそれを、持ち続ける、美術館とは言いませんよ、収蔵品に関しては特に、これは例えば市民の方々から寄贈していただいた物だとか、税金で買った物だとかさまざまあるはずですよ。そういったものをどのように次の世代につなげていくのか、持ち続けろとは言いませんよ。どのようにつなげていくのかという知恵を働かせていただくための期間としていただきたいということを思っております。

それでは、今、個人的な意見を多々言わせていただいて、大変失礼なところもあったとは思いますが、市長、急ではありますけれども何かコメントがございましたら、一言お願いしたいと思います。

○議長（幸前信雄） 市長。

○市長（吉岡初浩） 非常に、美術館という高浜市にとっても大きな課題について御質問いただきまして、ありがとうございます。また、御提言をいただきましてありがとうございます。

多分、かわら美術館がなかったとしたら、今の高浜のいわゆる鬼みちだとか、瓦文化ということに対する皆さんの意識というのは全然違うものになっていたのではないかなと思います。子供さんたちにも語り継がれるような、そんな場所になったし、それからそこで行われるイベントというのが一つ高浜市の特徴になってきたのではないかなと思います。

ただ、文化というのは建物だとか物では、私はないというふうに思っていますので、まさに地域で育てていくものがきっと文化だろうというふうに思います。そういう意味では、この20年間の取り組みは、今申し上げたような、市民の方々へのそういう瓦への愛着心とかいったものへの一つの大きな礎になってきた20年間であるし、美術品に触れるというようなことも、市民の方、とりわけ子供さんたちにとっても大きな役割を果たしてきたのがかわら美術館であるというふうに思います。

我々が今持っていこうとしておるのは、ちょうど今、しあわせづくり計画というのをつくろうとしていますが、これと似たようなところがありまして、それぞれ皆さんが何をもって幸せとを感じるんだといったときに、人があって、社会があって、初めてその中の関係の中で感じるものであると思うし、それぞれ違うにしても、いかに自分が主体的にかかわるか。よく、産んだ子より抱いた子はかわいいとか言いますが、いかに主体的にかかわるか、いかに自分が手をかけていけるかということが、個人にとっての満足度を上げる、すなわち幸せにつながるんだろうというふうに思う。

そういうことを考えると、かわら美術館は、美術品を鑑賞するということから一步先に進んで、今までこういう形で市に礎を築いてきた。であるならば、市民の皆様も、それから瓦というと業界がありますので、おっしゃるような業界の団体の皆さんが、もっと主体的にかかわるよう

な形に私は変えていくべきだろうというふうに思います。それで初めて、多分、おらがまちの美術館、当初そういうふうに私どもも言っていましたけれども、そういうものになるのではないかなと。

担当グループはグループとしての気持ちもありますし、いろいろ盛った話もありましたが、私はまさに、そういうそれぞれの住民の方や業界の方々が主体的にかかわっていく文化の交流点にしていくべきだろうというふうに思います。その上で、おっしゃったように、収蔵品というのは、市の宝、市の財産というだけではなくて、これは日本人のというか人類の財産に実はなるわけですし、それをどう生かしていくかも含めて、私どもは少しお時間をいただきたい。方向性、着地点としては文化交流の施設、そういうものにしていく、主体的にかかわっていくようなものにしていきたいなというふうに思っています。

それは企業さんや今指定管理をしておっていただけたところの皆さん方にもいろいろと御意見を伺いながら、もっと言えば、市民の方とも、おっしゃるようなそういう対話の場面を持ちながら進めていくことが重要であるというふうに思います。

改めて思いますと、指定管理者の方々にも大変な御尽力をいただきました。美術館をつくる前、それから20年間運営していく間にかかわってきた方々にも、大変な思いも、それから御尽力もいただいておりますので、そういうものを大事にしながら、いろんな御意見も伺いながら、今申し上げたような方向に転換を図っていきたいというのが思いでございます。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） わかりやすくお気持ちをお伝えいただきまして、ありがとうございます。それがどういう形になるかということはおいておいても、先ほどの答弁よりももう少しイメージが湧いたような気がします。

実は、瓦というのは、業界もそうなんですけれども、三州瓦というのは伝統的な技法を持って、本当に技術高いこのまちの誇りである産業だと思います。しかしながら、これはどうしても工業製品であります。工業製品という部分が非常に大きく伸びてきておる。その部分でいうと、今までは瓦自体が、つくられる姿が市民の目から見られたものが、今はもう工場という箱の中に入ってしまった、瓦自体さわったことがないというような子供も多くなってきて、瓦というものをしっかりと文化として捉えて、もちろん鬼師さんとか、鬼瓦だとか、そういったものは今でもしっかりと文化的なもので健在でありますけれども、そういったところも含めてぜひしっかりと今後の部分を話し合っていて、しっかりと方向性を持って政策として進めていただきたいということをお願いして、かわら美術館のほうの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

そして、続けてでございますけれども、地域における医療と介護の連携についてであります。

これは余り時間がないものですから、ちょっとまたはしよらせていただいて申しわけないんで

すけれども、平成25年に国においては、厚労省が在宅医療介護連携のための市町村ハンドブックというものを作成しております。これは国もしっかり力を入れてきたわけで、当然、高浜はその1年前、24年に在宅医療連携拠点事業のモデル事業に手を挙げてそれに取り組んでおると、そして、今年度27年の1月には、在宅医療と介護の連携ということはどうなったかということ、この27年度からは、介護保険法の中にこの連携というものが位置づけられたというふうになってきております。

そういったところでいうと、この介護と医療の連携というものが当然あらゆるところで話が出ていますけれども、超高齢化時代の中でいうと、絶対的に必要なものであると。そしてまたもう一つは、医療圏あるいは高浜市内で医療と介護が完結する環境づくり、これというのが非常に大事なところだと、大事な視点だということをおもっております。それで、きょうお聞きしたいのは、地域における医療と介護の連携の基本的な考え方というのは、これはあらゆるところで出ていますので、そんなに聞こうという気持ちは余りありませんけれども、まず、大事なところは、このモデル事業もやられて、国の制度もこう変わってきて、そうすると医療と介護の連携というのは絶対的に要るんだという認識はもう当局はお持ちだと思うんですよ。そのときに、高浜市内における医療環境というものを考えてみると、これ当然、医師会という組織、診療所があります。ドクターがみえます。そしてまた、刈谷総合の高浜分院もございます。そういう部分でいうと、まずもってお聞きしたいのは、医療、在宅医療に対するニーズが増加して、そのために医師を中心とした医療系のサービスを介護保険で実施されてきた各サービスとの連携というのをどう図っていくのかということ、これを地域の医療の担い手である診療所、ドクターたちと、どう補完し合っていくのかということが大事だと思います。高浜市にとっての医師会のポジショニングというのはどう考えて見えるのか。ここのところをまずもってお聞きしたいと思います。

○議長（幸前信雄） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） 医師会と診療所のポジションというようなところで、刈谷市と知立市と高浜市、これで刈谷医師会を構成しておるわけですが、この平成27年4月1日から愛知県医師会の補助事業として、在宅医療サポートセンターというのが刈谷医師会の中にできました。このサポートセンターは、構成する3市における在宅医療の提供体制の構築について検討を行っていくもので、在宅医療へ参入する診療所の医師を対象とした導入研修の実施や相談窓口の設置について順次進めていくこととしております。今後は在宅患者の緊急時の入院受け入れ体制の確立、そして退院調整、在宅医療に従事する医師の負担を軽減することにより参入する医師を増加させる取り組みなど、サポートセンターを起点に、医師会においてこれまで以上に在宅医療の取り組みが進んでいくものと思っております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。高浜市が平成24年から取り組んだ事業の中でいう

と、何回か部長の答弁からありましたけれども、医師を初めとする多職種間の顔の見える関係がようやく構築できてきたというお話を伺ったことがあります。で、今回この刈谷医師会のほうでそのサポートセンター事業を開始したということは、国の制度ではありますけれども、ようやく医師会のほうも、向こうからのアプローチというものを考え始めたというふうに捉えていいのかなということを思っております。これは今のところは補助事業ですけれども、当たり前前々やっていただくのが一番いいんですが、ここのところには期待をしていきたいということを思っておりますけれども。

そして、今の答弁の中でいうと、在宅患者の緊急時の入院受け入れとか、退院調整とか、これが在宅医療で非常に重要な仕事になるわけですけれども、そういうところでいうと、高浜の中にはベッドというのは高浜分院にあるわけですね。療養病床のみという形で今あるわけですけれども、その刈谷豊田総合病院の高浜分院の位置づけというのは高浜市としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（幸前信雄） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） 今おっしゃいましたように、高浜分院につきましては、実は、一つ紹介のほうをさせていただきますが、碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市、これが衣浦東部保健所管内になりますが、ここの病床をちょっと確認させていただきますと、人口1万人当たりの病床数というのは、6市の平均で72.9床となっております。県内の平均が91.1床であることから比較して低いものとなっております。その中で刈谷市や碧南市、こちらについては県の平均を超えているという状況になっておりますが、2つの病院があります知立市が実は5位で40.2床、高浜市は高浜分院の1病院のみで、6市のうち最低の23床となっております。そうした中で、唯一の高浜分院が、病院そして病床を持つ病院であるというふうで、これは非常に重要なことであるというふうに認識をしております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 今教えていただいた数値に関しては、日本創成会議からのデータで、前に資料としていただいたことがあるものだと思いますけれども、単純なベッド数の換算ですから、それがイコールということではないところもありますけれども、例えば県下の平均でいうと、高浜の1万人当たりのベッド数というのが4分の1程度しかない。平均値に対して4分の1程度しかないということは、これは事実として捉えなければならないというふうに思っております。

これ、よく在宅重視だと、在宅医療だということを言われると、なぜ在宅なのに病床が要るのかとか、あるいは高浜市になくても市外に病院があるからいいんじゃないのというようなお話があるんですけれども、ちょっと確認だけさせてください。今この高浜市に置かれている医療圏というのは、範囲はどのような範囲になっていますか。

○議長（幸前信雄） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） 高浜市を含みます西三河南部西医療圏になります。これは、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市の6市が圏域となっております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ということは、この6市で一つの医療圏という、県下での医療圏というくりなんですけれども、そこでのやっぱり病床数、これは介護ベッドも含めて、非常に余力のない状況であるというところが一つ言えるという話、それからもう一つは、先ほど言ったように、75歳以上の方々、団塊の世代の方々が75歳を超えるというのが2025年問題として言われているわけなんですけれども、病床を市内に残すということに関しましては、先ほど言ったように、医療圏の中でも少ない、市内に今あるのにもかかわらず県平均からすると4分の1しかないというところで、これ本当に危機的な状況だと思うんですけれども、これに関して、もう医療というのは、一つの考え方として、市民に対して必要な財として持っていなきやいけないものじゃないかなということをおもうんですよ。そういう中で、今年度から医療と介護の連携というものを進めていきなさいよということで介護保険法が改正されて、今こう来ているわけですよ。

それで、私がきょう一般質問で取り上げている部分というのは何かというと、高浜市が、じゃ何をやっていくのかと、医療と介護の連携に対して何をやっていくのかというところが一番大事なんです。つまり、医師会とどうなの、分院とどうなのというところになってくるわけです。この医療と介護の連携に対して、高浜市としてはどういう自分たちのポジションというのを考えてみえるのか。長く答弁要らないですけれども、教えていただきたいと思うんです。

○議長（幸前信雄） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 実は、少し数字でお示しをさせていただきたいんですが、75歳以上の高齢者、医療と介護の両方を必要とすることが多いと言われる75歳以上の方が、26年、これは昨年の数字になりますが、4,100人おみえになる。それで、20年後には6,100人に、実に2,000人ふえるというふうに推定をしております。

医療と介護の連携ということにつきましては、連携を図っていくということにつきましては、ゆっくりと進むのではなく喫緊の課題として、私どもは、介護保険法の中で位置づけられたとおり、市が実施主体となって医療と介護のコーディネートを責任を持って行い、さらに喫緊の課題として推進をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） まさしく行政がやるしかない仕事だと思います。コーディネイト機能というものをしっかり持っていただくということが大事だと思います。

一つ、前から分院で取り組んでいただいているところ、それに対しての補助も高浜市は出しておりますけれども、25年度から訪問看護ステーションというのをやっていますよね、分院のほうで。それは今どんなような状況で進んでいるのか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○議長（幸前信雄） 保健福祉グループ。

○保健福祉G主幹（磯村和志） 平成25年度から始めました訪問看護ステーションですが、分院もステーションの開設当初は月200件の訪問回数を目標にしておりましたが、現在では月に300件にまで達しようとしております。日常生活の看護や医療処置、それからターミナルまで担っていただいておりますけれども、訪問看護に対するニーズは非常に高く、介護サービスを加えることによって在宅生活が支えられるものと考えております。

今後は、医療と介護の連携を分院に担っていただくというのが、一つの方向性であると考えております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 最近、診療所のほうのお話も聞くと、往診が非常に減っておると。往診が減っておるといのは、これドクターの忙しさもあると思うんです。それから患者さんの動向とかな、はっきり言うと、これ本当に言い方申しわけないですけども、患者さんが一回りされて、そんなに動けないような高齢の方が自宅にいるような状況ではないというところ。そういう、本当に寝たきりという恐縮ですけども、そういった方というのは施設に入ってしまったら、療養型の病院に入ってしまったらということで、往診に値しないと、往診をするような患者さんが少ないというのも事実なんですけれども、ただ、それでもやっぱり、分院が今やってもらっている数字というのはそれだけ伸びておるといところは、非常に在宅というものの意識がやっぱり、多分、病気を持たれた方にも、そしてまた病気を持たれた家族の方にもだんだんきちんと定着してきたのかなという気もいたします。

大病院というのは、今後は特に急性期の治療に専念するというので、診療報酬も入院の在院日数を短くするほど高くなるというように改正がされて、長期に入院ができません。ほぼ12日とか13日とか、2週間多分切っているんじゃないかなと思います。お腹を切った手術をして、次の日からもう歩いてトイレへ行けというぐらい厳しい病院のほうの対応だと。もちろんこれ、そこから再発するようではいけませんけれども、そういうことのないという前提でやられているところだとは思いますが、それで一方で必要性が高まっているのが、退院後のリハビリとか慢性疾患とか終末期医療、こういったもの、これも要は在宅医療の部分です。

この高浜分院の訪問看護というのは、やっぱり、今後もしっかりとやっていっていただくようなことが必要だというふうに思いますけれども、介護部門に対して、高浜分院が今後その法改正があったことも含めてですけども、高浜分院に期待できる部分というか、そういうところがありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 今回、御質問のとおり、地域における医療と介護の連携について考えました場合、介護のサービス調整を行うケアマネジメント業務を行っていただく、あるいは定

期巡回・随時対応型の訪問介護と看護を実施していただくなど、高浜分院に、在宅生活を支える観点からも介護を担っていただければというふうに考えております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 分院に介護部分を担っていただくということで、医療依存度が高いような状態であっても、住みなれた高浜で、この地域で生活を送ることが可能になるというようなところにつながっていくんじゃないかなということを思います。

また、これは本当にお願いなんですけれども、療養病床、療養病床というのは、はっきり言って、今の高浜分院の療養病床というのは評価されています。使われた方は、本当にあそこがあってよかったということを必ず言われます。これ、介護保険も一緒ですよ。私、毎回介護保険のことを一般質問するときに、介護保険を使った方からは、こんなひどい保険はないという話は一回も聞いたことないんですよ。使っていない方がもったいないと言っているだけで。療養病床も本当に使われた方というのは、ほとんど御家族の方ですけれども、利用された御家族の方ですけれども、本当によかったと言われる声しか聞かないです。これはもう大事な病床だと思っています。ただし、一般病床があると、より在宅には進めやすい。これはもう明らかだと思います。多分、医師会のほうともいろいろなお話をされていると思いますけれども、医師会からもいろんな要望をされるんじゃないでしょうか。一般病床をやっぱり少し持っていただけんかと。例えば、高齢の方が毎週あるいは2週間に1回診療所に通って、たまたまちょっと何かぜいぜい言うねと、レントゲン撮ってみようか、レントゲン撮ったらどうもちょっと黒い影が出ておる。これが本当に重篤な肺炎ではなくて、誤嚥性の肺炎だとか、二、三日の入院があるといいだろうなと思うような方というのは結構あるんです。そういったときには、やっぱり療養病床じゃなくて一般病床があれば、市内でしっかりと見てあげることができるということで、極端な言い方をすると、在宅で見ている方を診療所のドクターが、ちょっと分院に預かってくれませんか、3日間とか1週間みたいな使い方ができるような、そういうベッドというものを持っていただくように、これぜひ、豊田会さんのほうとの交渉の中で、これに関しては進めていただけんかなということを思います。

大分古い情報で申しわけないんですけれども、昔、横浜で、横浜市立病院が赤十字で民間病院に移譲したときに、たしか視察で、そのとき市長が一緒だったかどうか余り覚えがないんですけれども、医師会との話で、病院の中に20床、医師会のためのベッドを確保すると。そこは救急もやっていましたので、例えば手術でも、診療所のドクターが手術に立ち会いもするというような取り組みをされていたことがあります。それがどこまでいいのかということよりも、現行在宅ということが、そのときと比べると今在宅という部分が進んできておりますので、今後もその必要性が高まっていくということもわかっている中では、やっぱり一般病床というものはある程度持っていていただくことがありがたいのかなということを思いますので、こちらのほうはお願いをして

おきたいと思います。

それから、これで時間が余りありませんので、建てかえを含めた今後の展開についてのお話になるんですけども、分院は民間に移譲してから7年ということで、本体も附帯設備も老朽化が進んでいると思いますけれども、実際でも30年ぐらいですかね、古いところで、だと思えます。なぜ建てかえが必要なのかという基本的な部分、ここをまずお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（幸前信雄） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） 高浜分院のうち、とりわけ昭和59年建築の北棟につきましては、建設から30年以上が経過をしております、附帯設備も老朽化しておると伺っております。病院は入院患者を抱え、24時間365日休みなく稼働しておりますので、附帯設備の寿命も短く、とうとう人命を預かっている以上は、万一の事態にも備える必要がございます。病院の建てかえがおくれれば、さらなる大規模な修繕費も必要になってまいります。ことしは、猛暑対策といたしまして、老朽化した空調機の補助といたしまして緊急に扇風機を数十台購入したというお話も伺っております。医療法人豊田会からは、早期に病院の建てかえに着手したいというように聞いております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それはおっしゃるとおりで、病院というのは普通の躯体とは違うんですよ、やっぱり、動き放しというところがあって、それは重々にわかります。

それで、公共施設あり方検討特別委員会でいただいた公共施設あり方計画推進プラン見直し案の中を見ますと、これは、中央公民館はもう来年度に取り壊しをして病院の建設をやっていききたいような計画が、もう既にスケジュールとして出ております。これ、実際どのように進んでいくのかということ詳しく聞く時間はきょうはありませんけれども、副市長が常にいろいろと豊田会との調整をされておるといってお話も伺っておりますので、この中央公民館を取り壊す予定があって、その跡地を病院の移転先というふうに考えておるといって、そういう理解をしていいのかなのか、一度お話を伺わせていただきたいと思えます。

○議長（幸前信雄） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 私ども、高浜分院の移転新築に当たっては、移転後については自立した経営の中で黒字経営を目指していただくということを要請いたしております。そのこともありまして、刈総側については、ベッドをふやすという検討もしていきたいというようなことで、約7,000平方メートルのまとまった土地が必要であるというようなことでございまして、これまでも移転先の候補地については協議を重ねてまいりました。さきの公共施設あり方検討特別委員会でも申し上げましたとおり、現在の敷地内での建てかえを初めとしまして、この本庁舎の敷地も含めて全部で7カ所の候補地を協議の俎上にのせて進めてまいりました。残念ながら、建物が建っても周辺に駐車場が得られないでありますとか、交通アクセスが脆弱であるというような課題

がございまして、現在の土地利用の中では万策尽きた感が正直ございました。

その中で、中央公民館と市民センターホールにつきましては、当初の公共施設あり方計画案において御案内のとおり、平成30年度以降に機能移転というのが予定をされておりました、利用者の皆様方には2年間ほど大変御不便をおかけすることになります、将来を見据えて前倒しを判断したという次第でございます。この土地につきましては、御承知のとおり市の中心部にございまして、今後の超高齢社会を考えると、患者の皆様やその御家族、そして市民の皆様方に利便性が高い位置であるというふうに認識をしておりますので、このように進めていきたいと考えております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） この件を細かく突き詰めるためには本当に時間がないものですから、また改めてというお話になると思いますけれども、きょう一番初めの質問のときに言ったように、こういう政策で進むんだからこういうものが要るんだというところをしっかりと市民のほうに示していただきたい。公共施設のあり方計画案をこうやってつくっちゃったからこれで進んでいくんですよという話ではないと思うんです。何が必要なのか、どうしてこれが必要なのか、このために必要なものを市民のためにしっかりと整備するためには、例えばこれだけのお金がだからかかるんだという話につながっていくと思うんですよ。もちろん、基本的な公共施設のあり方計画の考え方、これは否定するものじゃないです。これはしっかりと担保した中で、それをいかに市民に説明していくのかというところが一番大事だと思うんです。

ですから、きょう、私ども市政クラブは、病院に関してはしっかりと整備計画をつくって進めていきなさいよという話を今年度の当初予算のときに出させていただいて、昨年の予算編成のところを出させていただいております。それは何かといったら、どこの場所にとか、どういう規模だとか何とかという話ではなくて、今からの医療というのは何が必要なんだ、今からの病院はどういうことを担う病院が必要なんだ、それを市民にしっかりと示してあげること、だからこの場所につくるんだよ、だからこれだけのお金がかかるんだよ、だからいつからやるんだよという順番になっていくと思うんですよ。この辺のところは、11月、12月をかけて市民説明会をやられるというお話も伺っています。ぜひ、スケジュールがこうなっていますよみたいな話ではなくて、そして、お金がないから仕方ないでしょみたいな話に聞こえるような言い方、これは相手のとりようですからね、申しわけない言い方をしますけれども、相手にそうとられちゃうような言い方、そういうことのないような形で進めていただきたいと思います。でなければ、全ての政策が全部市民のてんびんにかかけられます。

行政は、市長を初めこのまちを今からつくっていく行政の方々というのは、みんなプロなんです。その方々がこういうまちづくりをしていくべきなんだというところをしっかりと考えて担っていただくためには、そういったところを単純にこれは欲しいけれどこれは要らないとか

ってという市民の声に惑わされることなく、しっかりとそういう声をきちんと理解しつつ、そしてまた理解をしていただきつつ、進めていくような算段をとっていただきたいということが今回のこの一般質問の一番のテーマですので、ぜひともよろしく願いいたします。

私ども議会にもしっかりと情報をください。例えば、今の高浜分院の件でもそうですけれども、28年度にもし中央公民館の取り壊しをするということになれば、当然これ中央公民館の廃止条例を出さなきゃいけないですよ、議会に。これ出すとなると、例えば3月の当初予算に出てくるのか、あるいは3月の当初予算にあれを取り壊すための取り壊しの設計費用を当初予算にもし出してくるのであれば、例えば前倒しで12月に来年の何月をもって廃止しますというのを議案として上がってくる可能性もあるじゃないですか。そういったことを我々が気がつかないまま、申しわけないですけれども、気がつかないままいってしまって、突然話が出てくるみたいな状況というのはやっぱり避けなければならないと思います。我々も情報共有をして、そして我々からも市民の方々にしっかりと説明をして、そして市民の方々の賛成の意見も反対の意見も我々は聞いてきて、しっかりとまた皆さん方に、行政側に伝えるという、そういう役割を持っていると思いますので、ぜひともよろしく願いをいたします。

あと2分ぐらいしかありませんので、市長、何かございましたら。

○議長（幸前信雄） 市長。

○市長（吉岡初浩） 今これもまた大きな課題である病院の件について御質問いただきまして、ありがとうございます。

スケジュールにつきましては、実は、おっしゃるとおりで、決まったものではありません。できればこういう形で行いたいということを住民の方々に御説明をして、その上で御理解をいただいた上で私どもも進めたいと思っておりますし、当初お話があったように、市民センターに関しましては、30年ごろ学校の建設に合わせて機能移転と。ただまあ病院が、そのあと空き地になってしまうという中で、病院を持ってくることがいいのであれば、多少のスケジュールをずらしてでも持つてくる必要があるのかなという思いがあります。これもまだ皆さんのほうに御説明をしております。説明会をまだやっておりますので、そういう中で御理解をいただくような、私どもも努力をして、将来、2025年とか2040年のこの圏域の病床を考えると、医療の病床、介護の病床も全く足りないというふうに私どもは国のほうからも聞いております。なおかつ、この圏域の中だけではなくて、ほかのところから病院を持ってくることが可能かという、今お話ししている病院がもし成立をしなければ、そんな行政の自治体に病院が来るわけない。そうなるここは病床のない部分、また医療でいけば、今でも医療過疎と言われている中で、なかなかそういう状況で問題が解決しにくい、介護と医療の連携もとりにくい、そんなまちになっていく中で、当初お約束もある中でどうやって病院を残していくのか。自立した病院になっていただくということも願いながら、そういったことを検討していこうというふうに思っておりますので、御

理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。しっかりと政策でもって事業を進めていくんだというところ、これをお約束いただきたいというところと、それから、医療、介護との連携というのは絶対に必要ですので、ぜひともそういう方向で進めていただくことをお願い申し上げます、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（幸前信雄） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時50分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、黒川美克議員。一つ、学校施設の老朽化について。一つ、幼保の一元化について。以上、2問についての質問を許します。

6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、学校施設の老朽化と幼保の一元化の2問について質問をさせていただきます。

まず、学校施設の老朽化についての質問をさせていただきます。

学校施設は、未来を担う子供たちが集い、生き生きと学び、生活をする場であるとともに、地域住民にとっては生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場であり、非常災害時には避難所としての役割も果たす重要な施設となっています。

子供たちの学習・生活の場としては、学校教育活動を行うための基本的な教育条件であるため、充実した教育活動を存分に展開できるよう、機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全・安心なものとする必要があります。また、学校施設は地域住民にとって最も身近な施設であり、地震等の非常災害時には避難所としても重要な役割を担っており、防災機能の強化を図る必要があります。こうした重要な施設である以上、学校施設の老朽化対策は先送りのできない重大な課題であると考えています。

本市の公共施設マネジメント白書によると、本市が保有する公共施設の延べ床面積は12.6万平方メートルで、学校施設がその41.8%を占め、築年数別では、高浜小学校が築56年、高取小学校が築50年、吉浜小学校と高浜中学校が築46年、港小学校が築40年、南中学校が築38年と、築14年の翼小学校を除く全ての小・中学校が築年数38年を経過しており、老朽化が進んでいます。

そこで、学校施設の老朽化の現状についてお聞きいたします。

私のこの質問の発端は、築14年と市内で一番新しい翼小学校において、過日、校舎の窓下のコ

ンクリートが剝離して落下したと地域の住民の方からお聞きをし、学校で確認をしたところ、幸いにも落下したのではなく落下寸前で発見し、剝離部分は撤去したが、まだ跡は修理していないとのことを聞き、学校施設の安全性に疑問が生じたこととございます。

また、高浜中学校を見ると、外壁は躯体の爆裂及び塗装の剥がれが多数見られ、鉄部にはさびが見られ、かなりひどい状況にあり、放置すると劣化が一段と進むと思われます。この外壁改修は、以前の高浜中学校の校長からも強い要望があったとお聞きしております。公共施設のあり方計画における現地調査の結果でも、各小・中学校でコンクリートの爆裂やひび割れ、屋上ドレインの詰まりなど数多くの老朽異常が見られ、子供の安心・安全な施設とは言えない状況が報告されています。

そこで、小・中学校別に現在の学校施設の老朽化の現状を、屋上、外壁、空調、給排水の区分ごとにお聞かせください。

次に、学校施設の保守・修繕の考え方と現状についてお伺いいたします。

建物を健全な状態に保つためには、人間が定期的に健診を受け治療するように、建物の劣化や故障などの状態を定期的に点検して、日ごろの状態を把握し建物を保全することが必要です。つまり、建物の保全とは、建物の管理者が供用後に建物の性能・機能を最大限発揮できるように、そして良好な状態に保つために実施する継続的な行為のことをいいます。

そこで、学校施設の保守・修繕について現状と課題をお聞きします。

学校施設の保守は、学校現場では誰が担当し、どのように教育委員会と連携しているのか。また、学校現場の施設担当を一堂に集めて協議する場があるかどうかもお聞かせください。

昨年6月に出された公共施設あり方計画の保全編では、施設別の現地調査結果が出され、全ての小・中学校で多くの指摘がなされ、子供の安全を脅かすことも記載されております。この調査結果が出た後どのような対応をしてきたか、お聞かせください。

現在、学校から挙がってきている修繕要望は現在何件あり、どこで誰が優先順位をつけて修繕しているのかをお聞かせください。高浜中学校からは外壁に対する要望は出てきていないのでしょうか。

次に、今後の学校施設の保全計画についてお聞きします。

施設の保全方法は、予防保全と事後保全に分けられ、本市では事後保全が主でしたが、今後は老朽化した施設の安全を確保するためにも、またコスト的にも予防保全が望ましい方法と言えます。予防保全とは、定期点検などによって建物の機能を常に把握し、劣化の状態を予想した上で予防的な処置を施すことです。

例えば、屋根防水の部分的な損傷を放置したために、天井仕上げ材が汚損して使えなくなる事例や、機器の部分交換をせず放置したために、重要な部分が破損して機器全体を取りかえることに至った事例も多くあります。予防保全することによって異常の兆候をできるだけ早期に発見し、

適切な処置を施すことにより、故障などによる業務への支障や修繕に必要な支出を最小限に食いとめることができます。また、機器の性能の低下に伴う電気や燃料などの光熱費の増加を抑えることができます。

このように、予防保全は建物の維持管理費等のコスト面からも非常に重要なことだと思います。本市の公共施設改善編では、長寿命化（建てかえから大規模改修へ）の考え方として、これからはふぐあいが生じてから修繕するというのではなく、ふぐあいが生じる前に計画的な修繕や大規模改修を行うとともに、適正な維持管理を実施するなど公共施設の延命化を図ることによりコスト削減を図ることとしています。全ての施設をとば申しませんが、学校施設は地域の核となる施設として、大規模改修や建てかえで維持していく重要な施設であります。安心・安全な学校施設のために、子供の安全確保、親御さんへの安心感を高める意味でも、長寿命化に向けた取り組みを具現化してほしいと思います。

そこで、お聞きします。

学校施設については、基本的な施設保全の手引を作成し、大方針を定め公表するとともに、建物や設備を専門家に見ていただき、まず今のふぐあい箇所を計画的に修繕する計画をつくり、実施すること及び中長期にわたる保全計画を策定し、重要部位を絞り込み効率的な保全を計画的に行っていくなど、今以上に真摯に学校施設の保全に向き合うべきだと考えますが、見解をお聞きします。

現在、公共施設総合管理計画の策定を進め、20年間の長期財政計画を作成しているとお聞きしております。そこには、今後核となる学校施設だけでも、大規模修繕や更新費用だけでなく専門家に見ていただいた結果としての保全計画の保守費用を計上していくべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、幼保の一元化について質問をさせていただきます。

我が国の就学前児童の養育体制は、幼稚園と保育所が並存し、所管の省庁も文部科学省と厚生労働省に分かれており、対象児童、施設、人員配置の基準等が異なるという二元体制となっています。しかし、本来、保護者の就労といった家庭環境にかかわらず、同じ年の子供は同じ内容の幼児教育及び保育を受けられることが望ましいとの考え方から、幼稚園と保育所を一元化しようとする、いわゆる幼保一元化が提唱されてきましたが、高浜市の幼保一元化の現状と課題についてまずお伺いいたします。

私は、過日、元埼玉県教育委員会教育長松居 和氏の講演をお聞きしました。同氏は茅野市ではどんぐりプランの中で、親育ちを施策の一つに挙げ、子供の成長に伴って親自身が学び、人間として豊かに成長することができることを提唱しています。一日保育士体験は、保護者の方が自分の子供のクラスに入り、保育園での生活や遊び、学びの実体験をして、我が子や他の多くの子供たちと触れ合うことで、子供の育ちや育児に対する視野を広げ、家庭での育児を見直す機会のきつ

かけづくりにしています。また、保護者と保育士の相互の信頼関係を深め、子供にとってより豊かな生育環境を築き、親としての役割と責任を実感する機会を提供しています。

平成25年12月24日付の長野日報に、一日保育士体験の記事が載っておりました。平成23年6月から始まった一日保育士体験の参加者は、3年目の平成25年10月で延べ3,350人に達したとのことでした。私は、高浜市でもぜひ一日保育士体験を実施し、保護者の方に一日保育士を体験していただき、我が子以外の大勢の子供と触れ合うことで育児に対する視野を広げていただき、家庭でのしつけのヒントを得ていただくよい機会になると思いますし、保育士は、保育内容を保護者にわかりやすく説明することで、みずからの保育を振り返るとともに技量を磨く機会になります。また、保護者と保育士がともに子供の育ちを理解することで相互の信頼関係をさらに深め、子供にとってより豊かな成育環境を築くことができると思いますので、ぜひ一日保育士体験の実施について見解をお伺いいたします。

続きまして、今までの幼保一元化を進めてきた結果を踏まえて、どのように今後の取り組みを考えているのかお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（幸前信雄） 教育長。

○教育長（岸上善徳） それでは、黒川美克議員の1問目、学校施設の老朽化について、（1）各学校施設の老朽化の現状について、（2）各学校施設の保守・修繕の考え方、（3）今後の学校施設の保全計画についてお答えいたします。

初めに、平成25年3月の文部科学省の報告書によりますと、全国の小・中学校の児童・生徒数の推移は、戦後、小学校については昭和33年に約1,349万人、中学校は昭和37年に約733万人とピークを迎え、その後、第2次ベビーブーム世代が在籍した昭和50年から60年代ころを境に減少してきました。平成24年には、小学校は約676万人、中学校は355万人とピーク時の約半分になっており、今後さらに減少すると見込まれています。

また、学校数については第2次ベビーブームの児童・生徒数の増加に対応するため、昭和40年代後半から全国的に数多くの学校が建設され、平成初めころにかけて約3万6,000校と横ばい傾向にありました。その後、廃校となる学校も増加し、平成4年以降の20年間で全国で3,871校が廃校となっており、約1割減少しています。

高浜市におきましては、昭和40年代から昭和50年代前半にかけ、多くの小・中学校が建設・更新された結果、現在、築年数30年を超えた校舎等は、翼小学校を除く小・中学校全てという現状となっています。特に、高浜小学校は建築後56年、高取小学校は50年を迎えている校舎を有している状況にあります。

学校施設は、言うまでもなく児童・生徒にとって学習と生活の場であり、第6次高浜市総合計画の基本計画（4）に掲げる「学校・家庭・地域が連携を深め、12年間の学びや育ちをつなぎます」を実現する上で、学校教育活動の実践の場でもあります。

したがって、充実した教育活動を推進するためには、多機能な施設環境を整えることはもとより、安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境に配慮した安全で安心できる施設であることが求められています。

また、学校施設は、地域住民にとって身近な公共施設であるとともに、災害時には緊急避難場所として活用される重要な役割も担っています。こうした安全で安心できる施設とするため、本市ではこれまで、限られた自主財源の中で着実に耐震化の向上に努めてきました。特に耐震補強工事は、全ての小・中学校で完了しています。

このように、地震対策においては、耐震補強工事を初めとして一步一步取り組んでいる一方で、建築後の年数が経過すれば、当然老朽化という問題も生じてきます。全国的な傾向として、部材の経年劣化により外壁などの剥離や鉄筋の腐食、コンクリートの劣化による構造体としての強度の低下等、安全性にも問題が生じてきています。

また、近年、構造体の耐震化が多くの学校施設で図られてきた一方で、機能面では十分に改善がなされていないものも多く、施設の経年劣化により雨漏りや設備機器、配管の破損など多くの課題も生じてきています。

そこで、御質問の（１）各学校施設の老朽化の現状についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、築後30年を超えた校舎がほとんどであり、老朽化に伴うふぐあいは年々ふえてきている状況にあります。月によっては、ほぼ毎日各学校からふぐあいの連絡が入ることもあり、その都度学校経営グループの担当職員が現場に向かい、業者も交えて一刻も早い解決に結びつけるよう努力をしています。1校のふぐあい箇所の解決策が落ちつくと、すぐ別の学校へ向かうというケースもあります。

議員御指摘の屋上、外壁、空調、給排水につきましても、全体的にかなり老朽化している状況にあり、屋上につきましては、グループリーダーと担当職員が昨年度、ほぼ全ての小・中学校の屋上の状況を確認しました。その結果、防水塗装が経年劣化して剥がれているところがほとんどであり、特に高浜中学校では、大雨が降った際の雨漏りが始まっていますので、業者を交えて、現在よりよい対策を探っているところであり、南中学校の一部雨漏りについては、夏休みに入って修繕を行っているところでもあります。

外壁につきましても、各小・中学校で老朽化は進んでおり、御指摘の翼小学校につきましては、5月下旬に学校より、外壁の一部が浮き上がっているのを剥がしたとの連絡を受けました。すぐに学校に向かい、現場の確認をするとともに、専門業者にも連絡し、目視検査と手が届く範囲での打診検査を校舎全体で行い、浮き上がった箇所を除いては緊急性を要する箇所は見当たらないとの連絡を受けました。高浜中学校につきましては、昨年度外壁の一部が落下したとの連絡を受けましたので、現場確認をするとともに、専門業者による現場確認を実施しました。その結果、ほかにも少し浮き上がっている箇所もありましたので、念のため、全ての校舎の外壁を打診検査

し、少しでも疑わしいと思われる箇所はたたき落とすという処置をとったところであります。

次に、職員室、校長室、会議室、給食調理員室に設置されている空調設備ですが、やはり全体的に老朽化しています。空調設備につきましては、故障したとの連絡を受けてから修繕を行うという事後保全的な対応となっていますので、大規模改修時には、抜本的に整備をしていく必要があるものと認識しています。

次に、施設管理を行う上でもっとも頭を悩ませている給排水につきましては、老朽化が顕著で、特に水道の漏水は、水道管の経年劣化により水道管の破損によるものですが、漏水箇所が地中埋設部分であることがほとんどであるため、漏水箇所の特定が非常に難しく、特定に至るまで長時間を要するケースがほとんどです。昨年度は南中学校、今年度は吉浜小学校で漏水が発覚しましたが、どこかの箇所で多くの水が流れているものの、表面に出てこないため校舎内及び屋外の配管図を見ながら、そして聴音器を駆使しながら、何とか漏水箇所を特定することができました。給排水に関しましては、大規模改修時に露出配管化することが望ましいという考えを持っているところです。

続きまして（２）各学校施設の保守・修繕の考え方についてお答えいたします。

まず、１点目の学校の保守は、学校現場では誰が担当し、どのように教育委員会と連絡をしているのか。また、学校現場の施設担当を一堂に集めて協議する場があるかどうかについてでございますが、学校現場では、校務主任の先生が担当しており、何かあれば校務主任から電話連絡が入りますし、学校経営グループ職員が随時学校を回っているので、その際に連絡・報告を受けています。また年２回、各校の校務主任が集まる校務主任者会議を開催しています。

次に、２点目の昨年６月に出示された公共施設のあり方計画の保全編では、施設別の現地調査結果が示され、全ての小・中学校で多くの指摘がなされているが、この調査結果が出た後どのような対応をしてきたかについてであります。調査結果を受けて現場の確認を行いました。しかしながら、現在の最優先課題は屋内運動場の非構造部材の落下防止対策であり、国庫補助も申請しているものの、一般財源からもかなりの額の支出が必要となっています。

また、高浜市公共施設あり方計画案の公共施設あり方推進プランでは、大規模改修の時期を示すとともに、現地調査の結果、劣化の著しい施設の緊急修繕の時期も示されております。教育委員会といたしましては、このプランに基づいて必要な予算を計上してまいりたいと考えているところであります。ただし、児童・生徒の安全・安心を脅かすもの、そして法定点検や公的機関による検査の結果改善指導のあったもの、そして学校教育活動を行う上で支障のあるものにつきましては、大規模改修や緊急修繕の予定時期を待つことなく、優先的に対応していく必要があることは言うまでもありません。今現在も日常的に発生する施設のトラブルについては、まず現場を確認し、専門業者の意見も聞いた上で緊急に対応すべきものは補正予算時にて対応し、緊急性を有するものの一刻を争うまでのものではない場合は、次年度の当初予算に計上し対応しています。

次に、3点目の現在学校から挙がってきている修繕要望は現在何件あり、どこで誰が優先順位をつけて修繕しているのか、高浜中学校からは外壁に対する要望は出てきていないのかについてお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、学校現場では校務主任の先生が施設の保守・修繕を担当していますので、日常的に学校内、屋外を巡回し、異常やふぐあい箇所を発見した場合は学校側の簡易な対応で解決するものは学校の先生方が対応し、学校側では対応が難しいものについては教育委員会へ連絡が入ります。ふぐあい箇所の内容にもよりますが、基本的には学校経営グループ職員が速やかに現地へ向かい、状況を把握し専門業者へ連絡するなどの対応をしています。毎日、各学校からさまざまな連絡が入り、その都度対応していますので、今現在、何件の要望箇所があるかという数値は把握をしておりません。ただし、児童・生徒の安全・安心を脅かすもの、そして法定検や公的機関による検査の結果、改善指導のあったもの、そして学校教育活動を行う上で支障のあるものを優先に学校経営グループの中で協議するとともに、私自身もできる限り現場確認をした上で修繕を行っています。

また、高浜中学校から外壁をきれいにしてほしいという要望は聞いておりますが、教育委員会としましては、高浜市公共施設あり方計画案の公共施設あり方推進プランに基づき、緊急修繕の時期に合わせて実施してまいりたいと考えております。

次に、(3) 今後の学校施設の保全計画についてお答えさせていただきます。

施設の保全につきましては、建築物を完成してから取り崩されるまでの間、性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し保持し続けることをいいます。昨年策定された公共施設あり方計画案の改善編では、今後も維持していく施設と機能移転を図る施設のすみ分けを行うとともに、改善項目の①で長寿命化を図るとしております。これまでのふぐあいが生じてから修繕するという事後保全ではなく、ふぐあいが生じる前に計画的な修繕を行うとした予防保全とすることや、大規模改修を行うこと、また適正な維持管理を実施するなど、施設の延命化を図るものです。議員御指摘の事後保全より予防保全にすることが望ましいということにつきましては、このように公共施設あり方計画案の中で考え方が示されています。

また、改善編に基づき、保全編において今後も維持していくとした施設に対する保全の考え方がまとめられています。この保全編では、公共施設の耐用年数の長寿命化やコスト平準化を考慮した保全スケジュールなどを取りまとめ、市民の皆様の貴重な財産である公共施設を安心・安全に継続して利用できるよう、具体的な維持管理や効率的かつ効果的な保全を行うための考え方がまとめられています。この中で、今後の保全の考え方として、目標耐用年数の中間年で、社会的要求に応じた大規模改修を行うこととし、さらに部位の更新時期に合わせて15年から20年で修繕周期を設定することで、施設を使用している間、求められる性能を確保できる状態を維持するよう努めるとしてあります。

また、限られた財源の中で公共施設の保全を推進していくために、コスト平準化を考慮した保全スケジュールを作成していますが、修繕する時期が集中する際にはどの施設を優先的に改修するかを選択する必要があります。そこで保全優先度を設定することにより、優先度の高い施設と判断される施設の改修時期を早めることや、優先度が他の施設と比べて高くないと判断した施設の改修時期をおくらせるなど、改修時期を設定する判断基準となっています。このことは、議員の御質問にありました学校施設の保全の手引を作成するとともに、中長期にわたる保全計画を策定するといったことが、この保全編において考え方が明記してあるものと理解しております。

今後、学校施設を核として機能の複合化を図るということは、核となる学校施設を適切に維持管理していく必要性を踏まえ、現在、策定作業中であり公共施設総合管理計画の中で引き続き明記されますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、専門家に見ていただいた結果としての保全計画の保守費用を計上していくことにつきましては、さきの公共施設あり方検討特別委員会における答弁のとおり、大規模改修する前の段階で施設の老朽化状況や体力度調査を実施し、具体的にどの部位をどのような修繕を実施するのかを判断することになります。また、修繕時期が集中する際は、先ほど申し上げました優先度により、限られた財源の中で進めていくことになります。教育委員会としましても、子供たちの安全を第一に考え、核となる学校が安心・安全に使用できるよう、限られた財源の中で適切な時期に適切な予算措置を講じていくことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（幸前信雄） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） それでは、黒川美克議員の2問目、幼保の一元化についての（1）幼保一元化の現状と課題についてお答えいたします。

本市の幼保一元化に向けた取り組みで一つの転機となったのは、平成14年4月の幼育センターこども課の設置であったと認識しております。就学前の児童への包括的な子育て支援策の推進を図る観点から、教育委員会所管の幼稚園事務を市長部局に補助執行し、こども課を設置したことにより近隣市に先駆けて幼保の窓口の一元化を図りましたが、それまでに幾つかの取り組みを展開してまいりました。具体的には、現在も継続的に取り組んでおりますが、1点目として幼稚園免許と保育園保育士の資格の双方を有する者の採用、2点目として幼稚園教諭と保育園保育士の人事交流、3点目として幼稚園、保育園の合同園長会や主任会、研修会の開催、4点目として幼稚園、保育園を含めた保育サービス第三者評価の実施、5点目として幼稚園における預かり保育の実施などは、平成14年以前より取り組んでまいりました。当時の幼保一元化に向けた考え方といたしましては、幼稚園と保育園は、就学前の子供を対象として、おのおのの目的と役割を果たしているわけではありますが、子供の視点に立って考えたときには幼稚園、保育園の枠を越えて子供たちが同じ教育、保育を受けられることが望ましい姿であると考え、特に3歳以上については、幼稚園教育要領と保育所保育指針との内容がほぼ同じとなっておりますので、地域全ての子供た

ちの育ちを保障し、ともに生きる社会を築くという視点から、ゼロ歳から就学前までの子育て、教育、保育のための新しい制度を構想するという意味で、幼保一元化を推進していくこととしております。この考えをもとに、平成15年度末までに幼保一元化カリキュラムを作成いたしました。この幼保一元化カリキュラムについては、平成16年度より公立幼稚園と民間を含めた全保育園で導入し、3年に一度必要に応じた見直しを行っております。このカリキュラムを引き続き運用していくことで、ソフト面での幼保一元化の推進を図っているところでございます。

平成18年6月、小学校就学前の子供に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が制定されました。この法律により認定こども園が制度化されたことを受け、平成19年4月、市内に民設民営による保育所型の認定こども園として、認定こども園翼幼保園が認定第1号として開園いたしました。御案内のとおり、翼幼保園では、現在も幼稚園機能と保育所機能の児童を受け入れるとともに、延長保育、預かり保育などを実施し、放課後児童クラブ、子育て支援センターなども運営していただいております。認定こども園のメリットといたしましては、3歳以上児であれば、保護者の就労にかかわらず同じ園に通うことができることにあります。

次に、この状況でございますが、平成24年度には吉浜保育園、平成25年度には中央保育園を民営化し、平成26年度には民間の吉浜さんさん保育園と高浜あおぞら保育園が開園したことは御案内のとおりでございます。そして、現在の市内の幼稚園、保育園の状況といたしましては、公立幼稚園4園、私立幼稚園1園、公立保育園2園、私立保育園7園、幼保連携型認定こども園1園の計15園となっております。

次に、本年4月の入園状況でございますが、認定こども園の保育所機能を含む保育園では、受け入れ枠の拡大のために、定員1,100人を弾力運用し、弾力化後の定員を1,198人としております。これに対して在園児が1,123人、入園率は94%となっております。一方、公立幼稚園では、平成25年度から短時間就労に対応できるよう、長期休暇を含む一般預かり保育を実施し、就労家庭の児童の受け入れ体制を整えているわけではございますが、定員800人に対して在園児が506人、入園率は63%となっているのが現状でございます。

本年度よりスタートした子ども・子育て支援新制度において、国は、待機児童対策として幼稚園の認定こども園化を含め認定こども園をふやしていく方向性を打ち出しております。本市においても、ハード面での幼保一元化、幼稚園及び保育園の認定こども園化については、今後の課題と考えております。

次に、(2) 一日保育士体験の実施についてお答えいたします。

一日保育士体験は、保護者が一日または半日、園で保育士と子供達と一緒に生活をするすることで、保育士への感謝の心が芽生え、信頼関係が構築でき、保育や教育の質の向上に結びつけるものとして取り組まれております。市内では、公立幼稚園と認定こども園翼幼保園で類似する取り組み

が実施されておりますので、その内容について紹介させていただきます。

まず、公立幼稚園では、幼稚園への理解を深め子供との交流の輪を広げるとともに、子供たちの活動を広げ、より経験豊かなものにしていくために、園児の保護者に呼びかけ、園によってはパパ・ママ先生と呼んでいる園もありますが、日程や募集人員をお知らせして園の行事や活動に参加をいただいております。具体的には絵本の読み聞かせ、誕生日会への参加といった園内の活動を初め、近くの公園などに出かける園外活動や遠足などに参加していただくものもあれば、園内整備としてペンキ塗りや花壇整備、遊具や教材等の修理などに協力していただける活動もあります。民間の認定こども園翼幼保園では、幼稚園機能もあることから、保護者の希望により実施されております。給食終了までの半日になりますが、パパ・ママ先生として担任と一緒にクラスに入り、子供と一緒に活動をしています。

保育園の保護者は、基本的に平日の昼間は就労等により、日々の園の保育にはかかわりにくい状況があります。しかし、それぞれの園で工夫し、保育参観を初めとする園行事において、子供の園生活に触れる場面を設けております。保育園によっては、誕生日会に保護者を招き給食の試食をしたり、保護者が自由に参観できる自由参観の期間を設け、普段の様子を保護者が見ることが出来る工夫をしている園もあります。

今後も、各園がそれぞれの特色を生かして、子供の園での生活の様子を保護者に伝えていくとともに、親子の関係づくりに寄与できるような取り組みを進めていけるよう、一日保育士体験にとらわれず、幼稚園保育園合同園長会などの機会に各園の取り組みについて情報提供してまいりたいと考えております。

次に、（3）今後の取り組みについてお答えいたします。

本年4月より、子ども・子育て支援新制度がスタートしたわけではありますが、本年3月に策定いたしました高浜市子ども・子育て支援事業計画に基づき取り組んでまいります。

計画では、まず3歳以上児への対策として、定員にあきがある幼稚園を活用して、長時間の預かりが可能となる保育園機能を持つ認定こども園化を進めていく必要があるとしており、高浜幼稚園の認定こども園化を目指すこととしております。

次に、3歳未満児への対策として、市立幼稚園、保育園については老朽化した施設もあり、高浜市公共施設あり方計画の考え方を踏まえ、施設更新の際に、3歳未満児の受け入れ枠の拡大を検討することとしております。具体的には、平成20年度の子育ち・子育て施設の整備及び民営化検討委員会提言報告書にも記載されている高取幼稚園と高取保育園の認定こども園化をする際に、受け入れ枠の拡充検討をするもので、その手法については、これまでの本市における保育所運営に係る民間事業者の十分な実績を踏まえ、民営化による更新を前提にということを経営に位置づけておりますので、その実現に向けて準備を進めてまいります。

あわせて、建物の長期整備計画については、平成27年度公共施設あり方推進プラン見直し

案に基づき、公共施設全体の整備計画に沿って進めてまいります。プラン見直し案では、平成31年度には南部幼稚園と吉浜北部保育園の大規模改修、平成34年度には吉浜幼稚園の大規模改修、平成39年度には中央保育園の大規模改修、平成45年度には高浜南部保育園の大規模改修が予定されているほか、公立幼稚園については小学校の建てかえに合わせ、複合化を検討する予定となっております。

また、吉浜保育園については、運営法人からの要望もあり、建物の無償譲渡について9月議会に議案として上程させていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、今後はこれまでの実績を踏まえ、それぞれの計画に沿って取り組んでまいります。社会状況や人口動向により、計画に大きな影響が見込まれる場合については、子ども・子育て会議などの意見を伺いながら計画を見直していくこととなりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） どうも、第1回目の答弁ありがとうございました。

幼保の一元化については、大変丁寧に御説明していただいてありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁では、学校施設の老朽化については、建築後30年を超えた校舎がほとんどで、老朽化に伴うふぐあいは年々ふえ、月によってはほぼ毎日学校から連絡が入り、学校経営グループの職員が現場に向かい、業者も交えて解決に向け努力をしているとのことでした。また、1校のふぐあい箇所が落ち着くと、すぐ別の学校というケースもあるということでした。既に高浜中学校では雨漏りが始まっているとのこと、老朽化の深刻さが伺えます。このように、修繕に明け暮れている状況に私は大変な危機感を抱いています。こういう状況で、果たして子供の安全が守られるのか、親御さんの安心感は得られるのか甚だ疑問でございます。

答弁の中で、保全計画については、現在策定中の公共施設総合管理計画の中で明記されるとの答弁でしたが、これから施設の重要性を認識し、計画性を持って保守に向き合っていただきたいと思えます。放置し老朽化が一段と進むと、逆にコストがかかります。ここまで老朽化が進んでいる現状では、大規模改修以前の問題として早急に専門業者に見ていただき、必要な箇所の緊急修繕を行うべきだと思います。専門業者にとお願いをしているのは、現状を正しく把握し、将来のコストも明らかにし、計画的に保守する、あるいは計画的に予算計上していくスタートとして必要ではないかと申し上げているつもりでございます。専門業者に見ていただき、計画的な保守に着手する考えがないか、改めてお伺いをいたします。

○議長（幸前信雄） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） ただいま、専門業者に見ていただき、計画的な保守に着手する考えがないかというお尋ねでございますが、このことにつきましては、公共施設あり方計画案の保全編で、

緊急修繕する項目及び時期のほうをお示しさせていただいております。また、計画的な保守に着手する考えはないかにつきましては、先ほども答弁をさせていただきましたが、保全編において、今後の維持管理のあり方の中で計画的な修繕を行うとした予防保全に切りかえていくという考えをお示ししてございます。これは、施設を長く安全で安心して利用できるよう、ふぐあいが発生する前に補修・修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図るというものでございます。公共施設を適正に管理していくためには、施設を利用する方にとって安全で安心して利用できることが最優先であるとともに、管理者にとっては、維持・更新にかかる費用の軽減と平準化が図られるように進めていくことが必要と思っております。保全編では、こうした考え方がわかりづらいということが反省に残ってございます。

そこで、予防保全に切りかえてとす中で、これを適切に進めていくためには通常行われております点検・診断を一定の基準に基づいて実施をいたし、適切な時期に必要な対策を行うとともに、その点検・診断の結果や対策履歴を蓄積し、次の点検・診断に活用するというメンテナンスサイクルを回していく必要があるということでございます。このことは、インフラ資産においても共通するものでございますので、現在策定中の公共施設総合管理計画にその考え方のほうを明記してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 先ほどの答弁で学校からの修繕要望箇所の件数は把握していないとのことですが、その姿勢に疑問を感じます。要望あるいは工事、修繕履歴をまとめておくことは、今後の改修にとっても重要なことと思います。学校別に台帳をつくり、履歴や要望をまとめて要望の件数などをすぐ出せるようにする考えはないか、お伺いいたします。

○議長（幸前信雄） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） ただいまの学校別に台帳をつくり、履歴や要望をまとめる考えはないかという御質問に対してお答えさせていただきます。

修繕要望箇所につきましては、日々の学校との連絡調整の中で把握するほか、当初予算編成時に、全小・中学校からの要望を改めて把握しているところでございます。ただ、特別教室にエアコンを設置してほしいとか、職員室を拡張してほしいとか、要望的なものも含まれていることもあり、高浜市公共施設あり方計画推進プランでの位置づけ、そして緊急性等を考慮して優先順位をつけて予算要求をしているところでございます。

また、工事履歴につきましては、教育委員会だけでなく、全庁を対象として総務省から要請されております固定資産台帳の整備の中で検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございました。

最後に、高浜市公共施設あり方計画案の公共施設保全編では、今後の公共施設の維持管理のあり方として、「施設の長寿命化を図るためには、耐用年数の中間年で実施する大規模改修に加え、各部の定期的な修繕を実施し施設を安全で良好な状態に保つことが必要です。そこで、15年から20年周期に行う工事と、それ以外に緊急的に行う修繕を分け、それぞれ年当たりの金額を設定します」とあります。

さらに、今後の方針として、①施設の点検・診断に基づく計画的な保全に切りかえる、②屋上防水や外壁は15年から20年周期で全面的に修繕を実施する、③鉄部はさびを防ぐため、定期的に塗装する、④給排水ポンプ、空調機器、受変電機器、設備配管は定期的な修繕・更新を実施するとあります。

子供の安全のためにも、公共施設の維持管理方針に沿った保守をお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（幸前信雄） 暫時休憩いたします。再開は2時5分。

午後1時53分休憩

---

午後2時5分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、小野田由紀子議員。一つ、生活困窮者自立支援制度について。一つ、人と動物が共に幸せに暮らすまちの実現について。以上、2問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、お許しをいただきましたので通告の順に質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

初めに、生活困窮者自立支援制度につきまして。

生活困窮者自立支援法が4月から施行されました。生活する上でさまざまな困難を抱える人を地域で自立して生活できるように、個々の状況に応じその人の主体性を尊重しながら相談、支援する制度です。

生活困窮と一口に言っても、経済面や家族関係、精神的な問題など多くの理由があり、複雑に絡み合っている場合もあります。実施主体は社会福祉法に基づく福祉事務所を持つ都道府県や市区など、全国約900の自治体です。自治体には総合的な相談窓口が設置され、どんな困り事にもワンストップで応じ、生活保護に至る前に手を差し伸べ、早期に自立できるよう支援するのが大きな狙いです。必須事業として、自治体に総合相談窓口の設置を義務づけ、相談者の自立に向けたプランを作成し、必要な就労支援や福祉サービスにつなげます。離職などにより住居を失った人やそのおそれのある人には、家賃相当の給付金を一定期間給付するものです。

また、自治体の任意事業として①就労に向けた訓練、②ホームレスらへの宿泊場所や衣食の提

供、③家計に関する相談・指導、④生活困窮世帯の子供への学習支援など、その他困窮者の自立支援の促進に必要な事業を行うことができるものでございます。

これまで、さまざまな生活相談を受けても生活保護に至る前の状況では、行政の窓口では十分な対応ができないのが現状でしたが、今回の制度は、こうした法律のはざまに苦しむ人々を守るためのもので、さまざまなニーズに対応するため、今ある地域社会の資源をしっかりと活用し、新たな任意事業にも独自に取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

また、子供の貧困率はOECD（経済協力開発機構）の示している基準に基づき、各国で把握され国際比較されております。最新の日本政府のデータでは、貧困状況にある子供の割合は16.3%で過去最高となり、人数にして300万人を超えるとのこと。貧困な状態に置かれた子供がふえるということは、社会の健全な発展に大きな障がいになります。日本は少子化が進む超高齢社会で、将来の日本を支える子供の数が減っています。子供の貧困によって、ただでさえ少ない子供の中、支えることのできる頑張れる子供の数が減ってしまうのは、将来の日本にとりまして深刻な問題です。社会全体の問題として取り組んでいかなければならないと思います。貧困には負の連鎖がつきまとい、経済的な理由で進学を断念せざるを得ない子供は、成人しても安定した収入を得られる職につけず、親と同じように貧困にあえぐケースが多く、生まれ育った環境で将来が左右される事態は、本来あってはならないと思います。

本市におかれましても、子供の貧困対策として子供の学習支援事業にも取り組んでくださっております。2010年から子供の学習支援に取り組んでいます京都市では、昨年度は市内9カ所で週1回学習会が開かれ、中学3年生72人が参加し、うち71人が進学、中には専門学校への進学や大学受験を目指す子供も出てきており、成果を上げている自治体もあります。貧困の連鎖を断ち切り、希望を抱いてたくましく生きていっていただきたいと願うものでございます。

本市におかれましても、本年4月から生活困窮者自立支援制度の任意事業を3つ実施すると、大変心強いお話を伺いました。スタートしてからまだ5カ月という短い期間ではありますが、その進捗状況と今後の取り組みにつきましてお尋ねをいたします。

（1）生活困窮者自立支援制度の事業の進捗状況と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

また、困っている人ほど社会的に孤立をし、窓口を訪れないケースが少なくありません。例えば、70代の母親と40代で無職の息子の2人暮らしで、母親の介護のため仕事をやめざるを得なかったことで、社会とのかかわりが難しくなっていくケースや、リストラや多重債務に陥る家庭、発達障がいや就労に悩む親子、若年性認知症などの問題を抱えていたり、社会的孤立状態にある人は、なかなか必要な支援につながりません。こうした声なきSOSをキャッチし、訪問を通してこうした人々と積極的にかかわり、必要な支援につなげていくために地域福祉コーディネーターがいます。7月の福祉文教委員会の視察で、大阪府豊中市へ行ってまいりましたが、この地域

福祉コーディネーターがそれぞれの地域を担当し、民生委員さんやボランティアの方々と連携し、大きな成果を上げてみえました。本市におかれましても、豊中市のように地域住民やボランティアと協力して対応していく地域福祉コーディネーターの活躍を望むものでございます。

そこで、（２）行政や地域住民、ボランティアと地域福祉コーディネーターが連携して取り組む仕組みづくりについて、当局の見解をお尋ねいたします。

続きまして、人と動物が共に幸せに暮らすまちの実現について質問をさせていただきます。

動物愛護法では、毎年９月２０日から２６日を動物愛護週間と定めております。

愛知県におかれましても、毎年関係団体と協力して動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発のための各種行事を実施されております。

近年、少子高齢化や核家族、単身世帯の増加が進む中、犬や猫などペットを家族の一員としてかわいがったり、心の安らぎや生きがいを求める傾向が強くなり、ペットをテーマにした番組がよくテレビでも放映されるようになりました。また、動物を飼うことで子供の情操教育を初め、心身に疾患や障がいのある人や高齢者が、動物との触れ合いを通して癒しやリハビリテーションの効果を期待する動物介在活動など、動物の社会的役割はますます重要になっています。

現在、日本全国で飼われている犬や猫の数は、およそ２,０６１万頭と推計をされております。その中で、１年間に自治体の保健所や動物愛護センター等に引き取られる犬や猫の数は、年間およそ１７万６,０００頭に上ります。その引き取り数は年々減少しており、１年間に引き取られる犬は６万１,０００頭、猫は１１万５,０００匹となっています。犬は所有者不明の成犬が多い状況で、猫は所有者不明の子猫が多くを占めています。自治体に引き取られた犬や猫は、自治体等の努力により、飼い主へ返還されたり、新たな飼い主を探す取り組みが行われております。この取り組みにより、年間およそ４万８,０００頭の犬と猫が返還・譲渡されています。その割合は年々増加をしております。しかし、自治体等の返還・譲渡の取り組みにも限界があり、およそ１２万８,０００頭がやむなく殺処分されているのが現状です。その数は４分間に１頭、１日にすると３５５頭もの罪なき命がガス室などで殺処分されております。保健所に持ち込まれる迷い猫の約７割は、生まれて間もない子猫です。

このような現状の中、国は、平成２４年９月に動物の愛護及び管理に関する法律を改正し、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針が、平成２５年８月に改正されました。

ほえてうるさい、猫が子供を産んだ、ペットに飽きたなど、飼い主による無責任な飼育放棄などを理由に、犬や猫が年間１２万頭以上殺処分されております。犬や猫の命を大切にし、殺処分をできる限りゼロにしたい、そして人と動物がともに幸せに暮らし、優しさあふれる社会を実現したいと、環境省が平成２５年１１月に人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトを立ち上げました。平成２６年６月３日には、アクションプランとロゴマークも発表され、既に全国各地で飼い

主や行政、NPO法人、ペットショップ、ブリーダー、関係団体、企業、獣医師会が連携してモデル事業が推進をされております。できれば、オリンピック開催までに殺処分ゼロを実現し、世界に誇れる優しさあふれる国にしたいとの環境大臣の声も伺いました。

そこで、本日は人と動物がともに幸せに暮らす社会の実現に向けた取り組みにつきまして、何点か質問をさせていただきます。

殺処分ゼロに向けての取り組みで最も重要なことは、飼い主や市民の意識の向上だと思います。特に、飼う人の意識が最も重要です。無責任な安易な気持ちで動物を飼い、途中で気が変わったり子供が生まれてしまったと保健所で殺処分したり捨ててしまったり、飼い主が責任を持って犬や猫を飼っていれば何の問題も起きないはずです。本来、人間を信じて疑わない犬や猫には何の罪もありません。

岡崎市は、モデル事業で飼い猫の避妊去勢手術を行った場合に、無料でマイクロチップを装着する事業を推進しております。飼い主の意識の向上や、殺処分を減らしていく取り組みのための事業です。殺処分ゼロを目指す環境省の取り組みも含め、飼い主や市民の意識の向上につきまして、ぜひPRしていただきたいと願うものでございます。

そこで、初めに、(1)人と動物がともに幸せに暮らすまちの実現についての広報・啓発につきましてお尋ねをいたします。

また、飼い主のいない野良猫につきましては、フンやいたずら、子猫が生まれるなど住民の迷惑になり苦情を伺ったりすることもあります。飼い猫であれば飼い主に苦情を伝えることもできますが、飼い主のいない猫に不満を訴える相手もいないため、迷惑を受けている人は猫を憎んだり、猫に餌を与えている人とトラブルになったり、猫を傷つけたりする事件が起こっています。野良猫につきましては、地域の環境の悪化や御近所づき合いなど、地域の問題となっています。いまだ、市内のあちらこちらで捨て猫を見かけ、避妊去勢手術をしていないため、ふえたりして困っています。

このような中、個人または地域ねこの会などのボランティア団体が、今地域にいる野良猫を排除するのではなく、私たち人間と同じ命あるものとして捉え、避妊去勢手術をし、猫の耳先を桜の花びらみたいにV字カットして桜耳にし、避妊去勢済みのしるしとして地域の中で猫を適正管理することで、地域住民との共生、またトラブルの解決や環境美化を図っていく取り組みを進めてみえます。刈谷市、安城市、碧南市などボランティア団体が立ち上がり、粘り強く取り組んでみえます。愛知県にも適正管理マニュアルがありますので、こういったことにも取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、本市における猫の苦情やトラブルの現状も含めまして、(2)地域猫活動の推進について当局の見解をお尋ねいたします。

また、環境省は、災害時におけるペットの救護対策ガイドラインで、犬や猫などペットとの同

行避難を原則とすることを示されました。そこで、自治体も避難所などの受け入れ体制やルールづくりに動き出しています。東日本大震災でも、ペットの扱いについて事前に決めていなかったため、避難所では泣き声やにおいの苦情が出たり、アレルギーの発症や衛生面への不安の声が上がるなど、トラブルが生じることもあったそうです。そこでマニュアルを作成し、学校避難所に全て配布されている自治体もふえてきたようです。

本市におかれましては、災害時の避難所の運営について、ペットの扱いはどのように考えてみえるのか伺います。

(3) 災害時の動物救護マニュアルの内容についてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（幸前信雄） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、小野田由紀子議員の1問目、1、生活困窮者自立支援制度について、（1）生活困窮者自立支援制度の事業の進捗状況と今後の取り組みについて、（2）行政や地域住民、ボランティアと地域福祉コーディネーターが連携して取り組む仕組みづくりについて、それぞれお答えを申し上げます。

初めに、（1）の生活困窮者自立支援制度の事業の進捗状況と今後の取り組みについてお答えをいたします。

本年4月から全国でスタートした生活困窮者自立支援制度については、ただいまの小野田議員の御質問にもありましたが、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に早期の支援を行うことにより、いわゆる第2のセーフティネットを手厚くし、重層的なセーフティネットの構築を図ることを目的にしています。

本制度の創設の背景といたしましては、近年の社会経済構造の変化などに伴い、働ける世代で生活に困窮する方や生活保護を受給する方が増加しているほか、非正規雇用の労働者や年収200万円未満の世帯など、生活困窮にいたるリスクの高い層が増加しているという実態があります。

具体的な数値を申し上げますと、厚生労働省は、先月、全国で生活保護を受けている世帯が平成27年5月末時点で162万2,525世帯となり、過去最多を更新したと発表したところです。

また、平成12年に26.0%であった全就業者に占める非正規雇用の労働者の割合は、平成25年には36.7%と大幅に増加し、それらの非正規雇用の労働者の約8割が年収200万円未満となっております。

こうした中で、本市においては、平成26年6月から厚生労働省のモデル事業として実施している自立相談支援事業に加えて、家計に問題を抱えている生活困窮者からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を行う家計相談支援事業を平成27年4月から、また、生活リズムが崩れている、または社会とのかかわりに不安を抱えているなどの理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成から

の支援を計画的かつ一貫して実施する就労準備支援事業を6月から新たに実施をしているところです。これらの事業の本年7月までの実績を申し上げますと、自立相談支援事業については、毎月約8件、4月から7月までの4カ月間の累計で30件の相談を新規に受け付け、生活に不安や心配のある方々の課題の解決に向けた支援を行ってまいりました。

また、そのうち収入よりも生活費が多くかかっているなど家計に問題を抱えている2名の生活困窮者に対しては、家計相談支援事業を支援プランに位置づけ、その家計の状況を明らかにしつつ、みずから家計を管理できるよう、ファイナンシャルプランナーの資格を有する家計相談支援員による専門的な支援を行っております。

また、2名の就労支援が必要な生活困窮者に対しては、自立相談支援機関による就労支援を支援プランに位置づけ、就労支援員による就労支援などを行い、そのうち1名の就職が6月に決定するなど一定の成果を上げているところです。

なお、厚生労働省の調査によれば、自立相談支援事業の1カ月当たりの新規の相談受け付け件数の全国平均は、4月から6月までの3カ月間で人口10万人当たり16.8人となっており、この数値を本市の人口に置き直せば、本市の実績と同水準の7.8人となります。

一方、6月から実施している就労準備支援事業については、これまでの支援実績がゼロ件となっております。これは、事業が生活困窮者や地域の方々、関係機関などに浸透するまでの間に一定の期間を要するという理由だけではなく、法が規定する本事業の支援対象者の要件と実際の支援の対象者の状況・状態像との間にミスマッチが生じていたことが一因であると考えております。法において、就労準備支援事業の対象者については、就労に困難を抱える生活困窮者のうち、当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況、その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限り規定されており、ここでいう資産及び収入の状況については、世帯単位で捉えることとされております。

一方、本事業の対象者として想定される引きこもりやニートであって生活保護を受給していない方については、親の資産や収入で生活している方が多い傾向にあるため、法が規定する資産及び収入要件を世帯単位で厳格に適用すると、就労自立のための支援が必要にもかかわらず、本事業の支援の対象とならない者が生じるという問題がありました。

そこで、本市においてはこれらの者は現に生活に困窮していなくても、将来の困窮リスクが高いと考えられることから、今後はこれらの者が支援のはざまに陥ることのないよう、法が規定する資産及び収入要件に該当する者に準ずる者として支援の対象に含めることといたしました。今後は、当該運用により本事業の利用者の増加が期待されるところです。

なお、当該運用につきましては、厚生労働省及び愛知県に確認をし、事業を実施する自治体の判断で弾力的に行って差し支えない旨の回答をいただいていることを申し添えます。

また、生活保護受給世帯のうち25%の世帯主が、出身世帯においても生活保護を受給している

という、いわゆる貧困の連鎖が生じているという事実も、本制度を創設した大きな背景の一つとなっております。小野田議員が御指摘されているとおり、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることはあってはならず、本市においてもこのような観点から、本年7月から生活困窮世帯の中学生を対象とした学習支援事業を実施することとしたところです。

本事業では、子供に対する学習支援や進路相談を行うことはもとより、地域の方々や多様な大人との出会いの場の設定など、生活困窮世帯の子供の居場所の確保をあわせて行うこととしています。本事業の実施日は、毎週土曜日の午前9時30分から午後4時までとしておりますが、中学校の夏休み期間中は、原則火曜日、木曜日及び土曜日の週3日実施をし、夏休みの宿題や夏休み明けのテスト対策講座のほか、地域の方々や留学生との昼食づくり、3Dプリンターを活用したワークショップや子供たちが竹の入手から主体的に参画する流しそうめん大会の実施などのイベントを行ったところです。

このような取り組みを通じて、ふだんの生活ではなかなか接することのない多様な知識や経験を持つ地域の方々や企業の方、留学生と年代や文化を越えた交流を行うことにより、子供たちの社会性や地域に対する理解の高まり、価値観や視野の広がりにつながることを期待しております。

本事業のこれまでの実績を具体的な数値で申し上げますと、本事業の対象としている生活保護受給世帯並びに就学援助受給世帯の中学生及びその保護者の全てに対して、高浜中学校と南中学校の担任の先生方の協力も得ながら受講勧奨を行い、その結果として45名の参加登録がありました。参加登録いただいた45名の中学生の内訳は、生活保護受給世帯に属する者が3名、就学援助受給世帯に属する者が30名、その他不登校の者などが12名となっております。

また、本事業については委託先の特定非営利活動法人アスクネットの職員のほか、主に教育学部に在籍する大学生を中心としたチャレンジサポーターの協力を得ながら実施することとしており、このチャレンジサポーターについては、無償にもかかわらず、現在30名の登録をいただいております。さらに、昼食づくりや食材などの提供、イベントの実施に協力いただく地域の関係団体については、子ども健全育成支援員の働きかけにより、現在では15団体となっているところです。

なお、事業の実施に際して、一部において、このような地域参画を進めた結果として、子供が学習支援教室に通うことによって、子供自身やその家族が周囲に生活に困窮している事実を知られ、新たないじめや差別につながるのではないかという懸念もいただいていたところですが、これまで、子供自身やその家族に不利益になるようなことは全く起こっておらず、子供たちも素直で明るく、地域の方々からも「楽しく過ごせた、また協力したい」というありがたいお言葉をいただいているところです。

次に、(2)の行政や地域住民、ボランティアと地域福祉コーディネーターが連携して取り組む仕組みづくりについてお答え申し上げます。

小野田議員が、声なきSOSとおっしゃられたとおり、生活困窮者の方の中には長期の引きこもりなどによって家族や周囲とのつながりを失い、社会的に孤立し、窓口にやってくる気力を失っている方がおり、そのような方ほど支援を必要としていることが少なくないと考えております。本制度を実施する上では、こうしたみずから相談に訪れることができない、または訪れることを望まない生活困窮者の方が抱える問題が深刻になる前に、早期にアプローチを行い、積極的に相談につなげる仕組みを構築することが非常に重要であると認識をしております。

また、生活困窮者自立支援制度においては、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など対象者を明確に定めて専門的なサービスを提供していくというこれまでの福祉制度とは異なり、できる限り対象を広くとらえて排除のない対応を行うことが求められております。

このため、行政のみで対応することは現実的、効率的ではなく、この制度を運用していくためには民生児童委員や地域の方々、関係機関の方々に御協力いただき、地域福祉コーディネーターなどのつなぎ役がキーパーソンとなり、地域の社会資源や人的資源を活用し、公的な福祉サービスとうまく組み合わせながら地域で一体となって支援に取り組むことが非常に重要であると認識をしております。

このような観点から、現在、本市の相談窓口である自立支援相談機関には地域のつなぎ役として活躍できるよう、愛知県社会福祉協議会が実施するコミュニティーソーシャルワーカーの養成研修を受けた者を主任相談支援員として配置するとともに、今年度は、現に配置している相談支援員が当該養成研修を受講することを予定しております。

生活困窮者自立支援制度が地域に根つき、真に効果を発揮するためには支援が必要な生活困窮者を早期に把握するとともに、出口となる社会資源の開発を計画的かつ継続的に行っていくことが必要であり、その方法については、御提案いただいた大阪府豊中市の取り組みも参考にしつつ検討をしてみたいと考えております。

最後に、まだ制度がスタートして間もない状況ですが、地域でお困り事を抱えた方々の経済的な自立や社会参画を支援するとともに、貧困の状況にある子供たちが健やかに育成される環境整備に努めてまいりますので、引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（幸前信雄） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、小野田由紀子議員の2問目、人と動物が共に幸せに暮らすまちの実現について、（1）人と動物が共に幸せに暮らすまちの実現についての広報・啓発についてお答え申し上げます。

近年、少子高齢化や核家族、単身世帯の増加が進む中で、犬猫等の家庭動物を家族の一員に位置づけ、伴侶動物として心の安らぎや生きがいを求める傾向が強くなっています。また、動物の飼養による子供の情操教育を初め、心身に疾患や障がいがある人や高齢者に対し、動物の社会的役割はますます重要になっています。

このような中、国においては動物の愛護及び管理に関する取り組み状況を勘案した上で、平成24年9月に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、また、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針が平成25年8月に改正されました。

こうしたことから、愛知県においては平成20年3月に策定した愛知県動物愛護管理推進計画を見直し、終生飼養の徹底によるさらなる犬猫の引き取り数の減少、動物による危害や迷惑問題の防止、災害時対策の強化など、従前から取り組んできた施策をさらに効果的なものになるよう、平成26年度から平成36年度の10年間を計画期間とする新たな計画を策定し、関係機関と適切な役割分担のもと連携しながら人と動物がともに幸せに暮らすまちの実現を目指しているところです。

なお、御質問にもありました犬猫の殺処分については、現計画の改正以前から愛知県が中心となり取り組んでおり、捕獲した動物の希望者への譲渡、ボランティアと連携して譲渡先を探すなどの取り組みを進め、殺処分の件数は、犬で平成18年度2,878頭から平成24年度1,112頭へと約38%に、猫では平成18年度1万2,621匹から平成24年度3,834匹へと約31%に減少していることから、新たな計画においても基本的な取り組みを継続しつつ、犬猫の飼い主に対し、飼っている犬、猫がいなくなったら県の各動物愛護担当窓口、警察、市町村へも問い合わせをするよう啓発するとともに、捕獲等により収容した犬猫について、写真を含めた情報をホームページに掲載する等により返還率の向上に努める広報・啓発活動が強化されているところです。

本市といたしましても、このような愛知県の取り組みに対し、広報・啓発活動を中心に協力していきたいと考えております。

以上、るる申し上げましたが、人と動物が共生するためには高浜市だけではなく、愛知県全体、日本全体で継続的に取り組む必要がありますので、そのためには計画的かつそれぞれの関係機関の適切な役割分担のもと体系的に進める必要がありますので、愛知県が策定いたしました愛知県動物愛護管理推進計画にもとづく活動を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、(2) 地域猫活動の推進についてお答え申し上げます。

愛知県が作成しました「所有者のいないねこの適正管理マニュアル」において、地域猫の活動の内容が次のように紹介されています。

これまで、野良猫については、フンやいたずら、子猫が生まれるなどの迷惑があっても対策がありませんでした。飼い猫であれば飼い主に苦情を言うこともできますが、所有者がいない猫では不満を訴える相手もないため、結局迷惑を受けている猫を憎んだり、猫に餌を与えている人とトラブルになったり、猫を傷つけたりする事件が起こっています。これは、猫の存在が問題というより、無責任に餌をやっている人や地域環境の悪化という御近所づき合い、地域の問題と言えます。もともと所有者のいない猫は、飼い猫が捨てられたりふえたりしたものです。ですから、飼い主の方が責任ある飼い方をすることは無論ですが、今、地域にいる所有者のいない猫を排除するのではなく、私たち人間と同じ命あるものとして捉え、地域の中で適正管理することで地域

住民との共生を認め、自分たちのまちの問題としてトラブル解決、環境美化を図っていく方法であると紹介されています。

また、先ほど御説明しました愛知県動物愛護管理推進計画の中でも、地域猫の説明があり、地域猫とは特定の飼い主がおらず、地域に住みついている猫の数をふやさないために、不妊及び去勢手術をした上で一代限りの命を全うするまで、地域の人々の理解と協力のもとで適切に共同管理している猫のことであり、特定の個人や不特定多数の人によって、ただ餌を与えられているだけの猫は適切に管理されているとは言えず、地域猫には含まれないとされています。

つまり、地域猫活動とは、地域が野良猫の飼い主となり、生涯飼い主の責任を果たす活動であると言えます、地域猫活動を実践することに対して、地域全体が合意できるか否かが成否の鍵となるというふうに考えています。しかし、野良猫に対する思いは人それぞれであり、地域猫活動を実施することを決めた地域においては、ある意味地域全体が飼い主であるがゆえに、猫のフンや車に傷をつける問題などについてある程度我慢し、猫の起こす問題に寛容になっていただく必要があります、果たして本当に地域全体の合意を得ることができるか、新たなトラブルが発生しないかを懸念しているところです。

したがって、本市といたしましては、地域猫の実施にはいまだ不安材料があることから、まず、愛知県が作成した地域猫活動のマニュアルを御紹介し、活動内容を正しく理解していただくとともに、御質問にありました環境省の「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」の中に地域猫活動に対する評価が含まれていることから、その結果を見ていく必要があると考えています。

いずれにいたしましても、そもそも地域猫活動は殺処分される猫の数を減らすための取り組みと考えますが、殺処分されているのは猫だけではなく犬も含まれていることを考えると、市として今強化すべきことは、愛知県が進めている捕獲した動物の希望者への譲渡などの取り組みの周知や、動物を捨てることは犯罪であるということの啓発を、これまで行ってきた動物の適正管理の啓発活動に加え実施することであり、愛知県の担当窓口である動物保護管理センターと連携しながら、広報・啓発活動の強化に努めてまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

最後に、（３）災害時の動物救済マニュアルについてお答えいたします。

御質問にもございましたが、東日本大震災では、避難所におけるペットの扱いを事前に決めていなかったため、ペットの鳴き声やにおいの苦情が出たり、アレルギーの発症や衛生面への不安などのトラブルが発生したとお聞きしております。

本市では、東日本大震災での避難所運営の教訓を生かした高浜市避難所運営マニュアルを平成26年6月に策定いたしており、御質問のペットの扱いについても記載をしております。マニュアルには避難所を運営する医療衛生部においてペットを所管することとしており、ペットの項目に

は次のように記述しております。

災害が起こると、ペットも人間と同様に生活の場を失います。また、ペットの存在は飼い主にとって全く気にならないことでも、ほかの人にとっては相当のストレスとなる場合があります。ペットは鳴き声、排せつ物、においなどの課題があり、さまざまな人が生活する避難所で人とペットが共存するには一定のルールを設け、トラブルにならないように注意することが必要となります。盲導犬、介助犬、聴導犬などの身体障がい者の補助犬はペットではありません。身体障がい者補助犬法により、公共的な施設を身体障がい者が利用する場合に同伴を認められています。ただし、避難所内に同伴することにより、他の避難者がアレルギー等を起こす可能性がある場合には、身体障がい者と補助犬に別室を準備する必要があります。

具体的には、①として、避難所の居住スペース部分には、原則としてペットの持ち込みは禁止とします。②として、ペットの飼育スペースには、避難所敷地内に専用スペースを設け、つなぐかゲージ等で飼育するようにします。専用スペースにはできる限り屋根・壁等をつけ、風雨がしのげるようにし、校庭での放し飼いを禁止します。③として、ペットとの共同生活を行うため、ペットの飼育及び飼育場所の清掃は飼い主が全責任を負って管理し、散歩などにおける排せつ物の処理も同様に管理しますとしております。これらに加え、ペットの登録台帳やペットの飼育ルールなども整備いたしております。

なお、本マニュアルにつきましては、避難所の開設時に御協力をいただきます町内会、まちづくり協議会、小・中学校に配布をし、情報共有に努めております。加えて、昨年モデル地区として開催いたしました吉浜小学校区での避難所開設訓練において、実際に避難所である体育館に犬を連れてきてもらい、運営役の方が、体育館の外に犬をつなぐように指示をする訓練も実施しておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（幸前信雄） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 御丁寧な御答弁いただきまして、ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

生活困窮者の方々の自立支援に向けまして、今年度から2つの必須事業と3つの任意事業に取り組みまして、まだ5カ月という短い期間ではありますが、その実績を御答弁いただきました。まずは市の関係者、そして地域の方々の御尽力、御協力によりこれらの事業が円滑に実施できましたことを心より感謝を申し上げます。

今後とも、この制度を適正に実施し、真に実効性のあるものとしていただくために、今後の制度のあり方につきまして再質問をさせていただきます。

この制度で支援の対象とする方々は、先ほど私の質問の中でも触れましたけれども、リストラや多重債務に陥った家庭、子供の障がいに悩む両親、また心身の不調を抱えた方々、またこれらが複合している場合など多種多様でございます。このため、地域においてこれらの多様な課題に

応えるためには、現に今、取り組んでいる事業だけではなく、今後新たな事業にも取り組むなど、相応の支援方策を継続的に開発していく必要があると考えます。

この点につきまして、市の考え方、方針等をお伺いいたします。

○議長（幸前信雄） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） 本制度の支援の対象となる生活困窮者の状況は、地域の人口構成や経済状況、住民の暮らしぶり等によって異なっており、また生活困窮者に対応する社会資源についてもそれぞれの自治体によって、その整備状況に差異がございます。このため、ただいま御指摘いただいたとおり、単に法律に規定されている事業のみを実施するだけではなく、それぞれの地域ごとに出口となる独自の社会支援を計画的、継続的に検討し開発していく必要があると考えております。

このような今後の制度のあり方を検討、協議する場として、本市においては、ことし2月に生活困窮者自立支援検討会を立ち上げました。庁内関係部署の実務担当者で構成するこの検討会では、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対応した支援のあり方や、社会資源の活用方法、働く場や社会参加の場の拡大等の検討を行っているところでございます。

今後とも、本検討会の定期的、継続的な開催に努めることとし、生活困窮者の支援を通じて不足する社会資源が顕在化した場合には、市を挙げてその開発に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（幸前信雄） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。

今、御答弁では生活困窮者自立支援検討会を立ち上げたということでございますけれども、今後もこれを定期的また継続的に開催をして、不足する社会資源の開発にも積極的に取り組んでくださるという大変心強い御答弁をいただきました。この福祉のまち高浜ならではの今後の成果に御期待を申し上げます。よろしく願いをいたします。

2点目に、子供の貧困対策として実施しますこの学習支援事業につきましては、事業に先進的に取り組んでいます先ほどもお話しさせていただきましたけれども、京都市など多くの自治体で高等学校進学率の改善など、一定の成果を上げていると聞き及んでおります。こういったことから、本市の学習支援事業のアウトカムとして、現段階でどのようなものを想定しているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（幸前信雄） 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹（安蒜丈範） ただいまのお尋ねについてお答え申し上げます。

子供の貧困対策に関しましては、平成25年6月に子供の貧困対策の推進に関する法律が国会の全会一致で成立いたしまして、平成26年1月から施行されているところでございます。生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業につきましては、この法律に基づいて政府が策定した子供の貧

困対策に関する大綱、この大綱に掲げられた子供の貧困に関する指標の改善に向けて、当面の重点施策として実施するものでございます。

この大綱に掲げられた改善すべき指標、これを一例をとって申し上げますと、生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率が90.8%であること、生活保護世帯に属する子供の高等学校中退率、これが5.8%であること、生活保護世帯に属する子供の大学等進学率、これが32.9%であることといったものがございまして、それぞれ一般の子供も含めた全体の数値との間に有意な差が生じているところでございます。

こうしたことから、まず、本市におきましてもこれらの指標の改善に資するように本事業の積極的な実施に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、学習支援の当面の成果といたしましては、利用した生徒の感想、あとは委託先のスタッフの所見、こういった定性的なものだけではなく、今後の支援のあり方等を検討する上で、例えば本事業を利用した生徒の成績の変化等についても、定点的、定量的に把握したいと考えているところでございます。

こうしたことから、今後、保護者や市内2カ所の中学校の担任の先生方、こういった方々とも緊密に連携しながら、可能な限り定量的な効果を把握する方法について検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（幸前信雄） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。

先日、いきいき広場の3階で、夏休みのお子さんの学習支援をしているところ、お声がけしていただきましたので見させていただきました。大学のお兄さんとかお姉さん、それから海外の留学生、それから委託先でありますNPO法人アスクネットのスタッフさんが協力して学習をされておる様子を見させていただきましたけれども、本当に、参加されたお子さんは、とても興味深い、また楽しそうないいお顔をして参加しておりました。本当に、大変和やかな雰囲気を実施をしてくださっておりました。生徒の人数よりかかわってくださるスタッフの皆さんのほうが多いんじゃないかなというふうに思いましたけれども、それで、隣の調理室で南部のまちづくり協議会の皆様が昼食の準備をしてくださっておまして、その日はチャーハンおにぎりと、それからおみそ汁ということで、できたものをどうしますかと言ったら、つくった皆さんも、それから大学のお兄さんやお姉さんも、それからスタッフも全員で一緒にいただくんだよというお話を伺いまして、まさに高浜市が目指す、高浜市の大家族ではないかなというふうに感じました。

その中で、食材、お米出しとか野菜もわざわざおうちから届けてくださった南部まち協の方がいらっしゃるということで、本当に胸が熱くなる思いでいっぱいございました。こういった方たちに、本当に温かい皆さんに出会うことができよかったなと思うと同時に、生活保護で暮らしていると、大人になってもまた生活保護で暮らしていくんだと思い込んでしまうお子さんもい

らっしゃるそうです。この学習支援で出会った大学生や大人に感化をされて、将来に向けて勉強も含めて前向きに頑張れるように成長していただきたいと心から願うものでございます。ぜひ成果につながるような取り組みを心からお願いを申し上げます。

それから、(2)のコミュニティーソーシャルワーカーの御活躍につきましても、今後、期待をさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。1つ目の質問はこれで終わらせていただきます。

それから、2問目の人と動物がともに幸せに暮らすまちの実現についてですけれども、犬の相談はほとんどありませんけれども、最近、どういうわけか猫の相談がふえてきてまして、ここ2年ぐらい、いろんな方から猫のことで地域で問題になっている、町内会長さんも含めてですけれども、地域の方々からそういった御相談を頂戴したものですから、何とか解決できないかなという思いで今回質問させていただきました。

近隣市のボランティア団体、安城市ですとか刈谷市、碧南市にも地域ねこの会が発足されておりますけれども、こういった方たちからのお話を聞く機会もありましたし、国のモデル事業として地域猫の活動の事例もありましたので、今回質問させていただいたわけでございます。いずれにしても、初めにまず、その意識改革というか、意識の向上がすごく重要だなというふう実感しておりますけれども、この地域猫活動にはどのような課題があるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（幸前信雄） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 地域猫活動を実施する場合の課題といたしましては、獣医師や動物管理指導員といった専門の職員の確保の問題、実施場所の問題、苦情対応の問題、また五、六年は必要といわれております事業の継続性の問題、手術代や餌代などの財源の問題、そして何より地元の理解が必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（幸前信雄） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） たくさんの課題があるということですね。やはりよっぽどしっかりしたボランティア団体の方がいないと難しいかなというふうに思います。

地域ねこの会の方からの情報ですけれども、大府市が何とかうまくいっているというお話も伺いました。まずは地域の皆様の意識が向上しますよう、しっかりと広報・啓発活動をよろしく願いいたします。

そこで、今後、どのような広報・啓発活動を実施する予定なのかお伺いしたいと思います。

○議長（幸前信雄） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 愛知県動物保護管理センターでは、獣医師や動物管理指導員といった専門職員を配置し、動物愛護に関する普及・啓発事業を行っておられますが、その中で新しい

飼い主を探す犬猫の家族探し事業を実施されており、本市としましても、殺処分の数を減らす有効な手段であると考えておりますので、これまでの広報活動に加え、この事業の紹介や法改正に伴う罰則の強化の周知など、愛知県動物保護管理センターと連携しながら広報・啓発活動を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。

じゃ、まず高浜の場合はしっかりと広報・啓発活動を行っていただきまして、皆さんの意識が向上していくように願っております。里親ということですので、もし、この中にも捨てられた猫ちゃんやわんちゃんの里親になってもいいなと思う方がいらっしゃいましたら、ぜひ担当課のほうへ御連絡いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、3つ目の災害時の動物救護マニュアルですけれども、ひょっとしたら高浜市にはまだこの避難所の運営マニュアルが整備されていないんじゃないかなと懸念しておりましたけれども、2年前にきちっと整備をされたということで、よかったなと感心もさせていただきました。

昨年、吉浜小学校でマニュアルに基づいた避難所訓練を実施されたという御答弁でしたけれども、今後、まだ高取、翼、港、高浜ですか、そういった小学校区でも必要と考えますけれども、このことにつきましてはどのように考えますでしょうか。

○議長（幸前信雄） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 御質問の避難所運営マニュアルに基づく避難所訓練の実施につきましては、本マニュアルの有効性を確認する意味においても、大変重要かつ必要であると認識をいたしております。

近年、各小学校区の防災訓練において、避難所開設訓練等が実施されつつあります。

また、本年12月から1月にかけて開催予定であります後期の防災リーダー養成講座において、受講者の皆様方には避難所運営のポイントを学んでいただくよう計画をいたしております。

今後、町内会、まちづくり協議会、防災リーダー養成講座受講者等において、各小学校区における避難所開設訓練を検討する際は、ペットの問題も含め、本マニュアルに基づいた訓練の実施について御検討をいただきたいと思いますと考えております。

加えて、現状の避難所の初期段階であります開設訓練から、より地域の防災実践力を高めた運営訓練へとレベルアップしていくよう、関係者の皆様方と共同し取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） ありがとうございます。

開設訓練から運営訓練へとレベルアップということですので、徐々に徐々にレベルアップしていただきますようよろしくお願いいたします。

避難所におきましては、飼い主とペットが安心して生活するためにも、今後獣医さんの応急医療活動もこれは必要になってくると思います。既にマニュアルに基づいて実際に犬を連れて訓練をしていただいておりますので、今後、こういったことも進めていただきますよう、御期待を申し上げます。私の質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（幸前信雄） 暫時休憩いたします。再開は3時15分。

午後3時4分休憩

---

午後3時15分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、神谷利盛議員。一つ、「第6次高浜市総合計画（2011～2021）」について。一つ、「アシタのたかはま研究所」について。以上、2問についての質問を許します。

2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） どうもよろしく申し上げます。

議長さんのお許しを得ましたので、初めてになりますけれども、一般質問をさせていただきます。新人議員の神谷利盛でございます。議員になりまして、これで4カ月たちます。当局からたくさん資料をいただきまして、ずっと読み比べているんですけども、中にはわかりにくいものもあります。今回はその内容について、何点か質問をさせていただきます。

第6次高浜市総合計画（2011～2021）の内容及びアシタのたかはま研究所の中身について質問をさせていただきます。

まず、第6次高浜市総合計画において、計画策定の趣旨の中で計画の性格として、総合計画は市政運営の根幹となる計画であり、分野ごとに策定される個別計画もその考え方は総合計画との整合を図っていく。そして、その計画の目指す姿を掲げ、達成状況を評価できる計画として市民とともに目標の達成度や効果・効率性等を点検・検証するPDCAサイクルを回し、時代の変化やまちづくりの課題に的確に対応できるよう実効性のある計画としていきますとあります。なかなか難しいんですけども。そして、基本構想、基本計画に基づく具体的な事業内容を示す行動計画としてアクションプランを定め、目標の達成度を年度ごとに点検・検証し、その結果を改善策に結びつけますとなっております。それらを踏まえて、平成26年度版の第6次高浜市総合計画アクションプラン年度振り返りシート及び平成27年度版の第6次高浜市総合計画アクションプラン（平成26年度から平成29年度）に記載されている産業振興策について、その考え方や指標との整合性について伺います。

アクションプランに掲げられている観光推進事業をこのPDCAに当てはめると、高浜市観光協会に対して行った支援をドゥーとして、そこで課題として何が計画と比較して問題だったかを抽出し、それに向けた次年度、すなわち平成27年度のプランにつながるアクションを定めている

ということになっていますが、アクションについてはドゥーと同じ内容が記載されています。課題に対して具体的な対策が記載されていないと思われます。また、この事業の目的をどこに置いているのかがちょっとわかりにくくて、その目的の達成をするためにP D C Aサイクルを回すのに、それをはかるべき指標が次のP D C Aを回すための指標になり切っていないようにも思えます。

また、地域産業振興事業においても、この事業単体の活動が指標にどのように影響しているか、指標と事業との関連性が余り明確でなく、地場産業という事業のアクションに対してどのように検証を行い、次年度のドゥー、すなわち実行に対してつなげていっているのかをこれから伺っていきたいと思います。

まず初めに、産業振興策におけるアクションプラン記載事項の考え方及び整合性についてお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（幸前信雄） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今、神谷利盛議員のほうから産業振興政策の中で、先ほどお尋ねいただきました目的、観光推進事業のアクションプランとした目的という部分について御説明をさせていただきたいと思います。

アクションプランの事業の概念にも書いておりますが、この目的は、何度も足を運びたくなるようなまちを目指し、市民とともに地域資源を掘り起こし、誇りや愛着、またおもてなしの心を育みながら「見る」「食べる」「楽しむ」「学ぶ」といった場の魅力を磨いていくことが大切であるため、関係機関と連携をして観光P R等に努めていくと、また、観光協会が自立し、独自性が高く収益の上げられる観光業務が可能になる方策を検討すると、そういうことを目的として掲げております。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） わかりました。

ここに書かれている内容を見ますと、対象が市民4万6,202人となっております。観光事業というものは、本来市外からたくさんの方の来訪者をふやして、いかにその人たちに地元にお金を落としてもらおうかというようなことを一生懸命考えるべきじゃないかと思います。そのための手段として、イベントやさまざまな情報発信を行うというのが、それがプランからドゥーへつながるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（幸前信雄） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） いわゆる一般的な観光地のような観光資源が豊富にあり、観光におけるインフラや関係者の取り組みが完成している地域の観光事業の目的は、議員のおっしゃるものであると認識しております。しかし、当市の観光事業については、高浜市観光協会を軸に商工会、かわら美術館、おまんこ保存会や人形小路の会などの観光協会の会員である市内関連団体と

の連携を強化し、各団体が保有していながらもいまだ気づいていない観光資源の発掘や、特産物の販路の拡大を行い、高浜市の魅力を多くの方に知っていただくことが、まず行わなければならない事業展開であると考えております。

最終的には、議員のおっしゃるとおり市税の税収アップによる地域の活性化をすることが目的となりますが、高浜市観光協会は平成24年度に組織としての独立を行い、ことしで4年目ということもあり、いまだ組織として安定をしていない状態でございます。そのため、高浜市民が高浜市を知っていただく機会にどれだけ参加しているかをはかる指標として、市が関与しているイベントの来場者数を指標の一つとして挙げさせていただきたく、多くの方に知っていただく活動をドゥーとさせていただいております。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） ありがとうございます。わかりました。

それでは、その対象が市民、すなわち4万6,202人になるんですが、その活動であるドゥーがどのように次年度のアクションにつながっているのかを、改めて説明をお願いします。

○議長（幸前信雄） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 鬼みちまつりは市内事業者がブースを出店し、ステージで市内の活動団体がみずからの活動を披露し、ランプシェードについては小・中学生、高校生がつくり、展示することで地場産業である瓦産業を体感してもらうことを目的としております。いわゆる、高浜市の魅力を凝縮し、市内外の方々に知っていただくイベントとして位置づけをし、多くの市民の方が、高浜市の魅力に触れて楽しんでいただいていると認識しております。そのため、現在の指標としては、多くの方に高浜の魅力に触れていただきたいということに主眼を置き、行政がかかわるイベントの来場者数とさせていただいている次第でございます。

しかし、御指摘のとおり次のステップとしては、市民が高浜の愛着をさらに深め、誇りにすることで市内外に発信をしたいと感じるきっかけをつくるため、文化や伝統、特産品や名産品を集約してPRしていくことが必要であり、議員から御指摘いただいたような市外から人を呼び、地元にお金を落としていただける高浜市の観光への取り組みについては、名鉄の主要駅18カ所を拠点に、沿線駅に100枚分の鬼みちまつりや人形小路、おまん和祭りなどのポスターの設置エリアを確保したり、テレビ局などのメディアへの情報発信により、おまん和祭りのテレビ番組の取材や鬼みちの名鉄ハイキング、他市の商工会議所主催の鬼みち散策企画など市外からの集客も年々ふえており、これも観光協会が情報発信をした成果の一つであると考えております。

今後は、これら市外からの観光客の集客をさらに充実させる取り組みについてもアクションプランに盛り込むことで、高浜市観光協会の事業活動が求める活動に近づくよう変遷を確認しつつ支援してまいりたいと考えております。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） どうもありがとうございます。

高浜市の観光が推進され、高浜市に市外からたくさんの方が訪れてくれるようになることをいろいろPRを通じて期待したいと思います。

さて次に、アクションプランの地場産業振興事業についてですけれども、三州瓦の振興・販売拡充等による活性化を目的としてさまざまな事業を行うとあります。これらの活動に対する指標が市内の法人数となっておりますが、これは地場産業の振興施策だけでは実現できるものではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（幸前信雄） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） アクションプラン総合政策の個別目標（6）「産業を活性化して、まちを元気にします」を達成するためのアクションプランとしての地場産業振興事業を挙げさせていただいております。その指標として市内の法人数は、個別目標の達成のための指標として掲げてあり、議員御指摘のとおり地場産業振興事業は、予算の商工費のうち商工業振興費として予算化されている数多くの事業の中の一つとして挙げさせていただいているものでございます。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） わかりました。

次に、地場産業振興事業の事業費は、いつから幾らぐらい出されているのでしょうか。

○議長（幸前信雄） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 地場産業振興事業のうち三州瓦屋根工事奨励補助金が占める割合が高うございます。三州瓦屋根工事奨励補助金は平成8年度より開始し、現在18年を経過しております。年度平均の補助額は1,700万円で、年度平均123件ほどとなっております。また、平成16年度より東京ビッグサイトで開催する建築・建材展において実施する愛知県三河の窯業展などの業界の瓦のPR活動、また、シャモットの製品開発に対する活動などの支援を年平均約400万円ほど行っております。

東京ビッグサイト以前につきましては、全国の地方都市での独自PR活動として見本市を愛知県三河の窯業展とあわせて行っておりましたが、事業の実施について組合における内部検討を経て、集中と選択を行い、効果的なPRということで、現在は多くの来訪者が訪れる東京ビッグサイトでの建築・建材展においてPRするなどを事業の見直しをあわせて行っておりまして、それに対して支援を行っております。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） どうもありがとうございます。

金額的には毎年大きく変わっていないということがわかりました。

あと、地場産業に対しての支援としての補助金を交付する根拠は何でしょう。

○議長（幸前信雄） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） これは、補助金の交付規則にもありますように高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例の規定に基づき、地場産業の振興及び瓦を使用し、景観形成の促進を図るために交付を行っております。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） ありがとうございます。

交付金を交付したことによる効果とか、あるいはリターンはどのような指標でもって把握されておられますか。

○議長（幸前信雄） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 支援に対する効果につきましては、瓦の全国シェアの割合において確認をしております。平成25年度の三州瓦の上薬・いぶし瓦の合計は、全国で67.4%と全体のほぼ7割の出荷となっております。上薬瓦では72.2%、いぶし瓦では41.9%となっており、ほかの二大産地である島根石州と淡路を抑えて全国シェア1位を維持しております。全体の出荷枚数においては、過去5年の平均としては68.0%と70%前後を維持しており、支援したことによるPR効果はあると認識しております。

次に、県別での販売先を確認すると、過去に重点的にPR活動をした福岡県においては、出荷枚数第1位の愛知県に次いで高い出荷数を維持しており、同じくPRしたことによる効果があらわれていると考えております。

しかし、瓦ではなくほかの屋根材を選択することや、全体の住宅着工件数の減少など瓦の使用割合の減少に歯どめをかけるPRを今後も継続して実施することで、業界内では1位でありながらも、住宅を建てる際に屋根材の選択に瓦を選んでいただけるように引き続き業界でPRを行い、市がそれを支援していくことは必要であると考えております。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） どうもありがとうございます。

この地場産業振興事業はいつまで続けられるのかということ、検討はされたことでしょうか。

○議長（幸前信雄） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今、この振興事業を継続の部分についてお尋ねをいただきましたが、御承知のとおりこの三州瓦の業界というのは、この高浜市の地場産業でもあり、それから市の歴史でもあるという認識をいたしております。現在は2つの震災がございましたので、業界の屋根材としてのシェアは少し低迷をしておると。しかし、こうした低迷をしておる業界であるからと、支援が効果がないというようなことで打ち切るというようなことはできません。瓦業界で働いておみえになる市民生活の安定や、先ほどから申しましたこの高浜の産地としてのブランド、住みやすいまちを実現するという、そういった意味では、公共性という観点からこれを外すわけ

ではないというふうに考えております。

それから、検証という部分では、今までいろんな形で、先ほどもリーダーのほうが答弁しておりますが、補助事業をやっておりますが、その補助事業については当然ながらでございますが、きちんと実績報告をいただいて、我々がその内容を確認するというような形できちんと検証しておりますので、その部分については、今後、議員がおっしゃったようにより効率的で効果的な、そういった支援をしていきたいと、そういうふうに考えております。

それから、市といたしましては、先ほどから出ておりますが、高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例の中では、市の役割は、市は三州瓦の振興施策を推進し、三州瓦の利用及び普及の促進に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、議員、事業者の皆様もそれぞれの役割を担っていただきながら、これは市民の皆様にも御協力をいただいて、みんなで三州瓦の郷土産業であることに誇りを持って、三州瓦の積極的な利用に努めて、今後も三州瓦を広めていきたいと、そういう考えでおりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） 御丁寧な答弁ありがとうございます。

最も効率的な支援を実施した上で、すなわちこれがドゥーに当たります。必ず効果を数値で確認してください。いわゆるこれがチェックに当たります。そして、アクションとして従来の実績とか景気動向の見込み、世間情勢等を十分に検討いただき、最大の効果が発揮できるような支援策の策定をお願いします。それが産業が活性化し、まちが元気になる方法だと思います。

引き続き、アシタのたかはま研究所について何点か御質問させていただきます。

アシタのたかはま研究所は、昨年5月から設置されたと伺っております。まず、この研究所の設置の背景及び目的について教えてください。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） アシタのたかはま研究所につきましては、設置要綱に基づき運営をいたしております。研究所の設置の背景、目的といたしましては、近年の少子高齢化の急速な進展などを背景とする新たな課題の発生とともに、公共施設マネジメントなど新たな課題、そういったものに加えまして恒常化する厳しい財政状況など、地方公共団体を取り巻く環境が大きく変化する中で、将来に向けて引き続き安定した行財政運営を維持していくために、自治体に潜在をいたします中長期的・分野横断的な課題に対し、より高い視点で課題解決に向けて集中的に調査・研究を行う機関として設置したというものでございます。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） ありがとうございます。設置の背景、目的についてはよくわかりました。

では、研究所の研究体制について教えてください。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 研究体制ということですが、所長に副市長を置き、副所長に企画部長、研究リーダーには総合政策グループリーダーを配し、そのもとに研究員として総合政策グループの職員、研究テーマに関係する兼務研究員として他のグループの職員、将来的には市民研究員として公募市民などを交えて構成していく考えでおります。また、必要に応じて外部有識者による政策アドバイザーやテーマ別のアドバイザーを委嘱するほか、民間のシンクタンクにもお力をおかりしていく考えでございます。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） どうもありがとうございました。

では、研究所で研究する主なテーマ、実際に行う業務についてはどうなっているか、少し説明してください。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 研究所の研究内容、テーマという御質問でございますが、主に3つの視点で取り組んでいるところでございます。

まず、1点目の視点は、「調べる」ということで、市が保有いたしております各種の政策データを収集・分析するなどして、本市の中長期的な政策課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みについて検討していくことといたしております。

2つ目の視点としては、「創造する」ということで、本市で暮らす日常の心地よさを高めていくためのきっかけづくりや、議論の場を創出していくこととし、具体的にはしあわせづくり計画の策定がこれに当たります。

3つ目の視点は、「実践する」ということで、自分たちのまちをこうしたいを実現できるように実践したり、市民と行政のマッチングを行うためのプロジェクトの企画・運営に当たっていくことといたしております。

このほか、総合計画を初めとする各種の行政計画への策定への支援なども行うことといたしております。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） どうもありがとうございます。

アシタのたかはま研究所の全体像につきましては、これまでの説明でおおむね理解できました。それでは、質問の視点を少し変えます。

6月定例会の最終日に開催されました全員協議会で説明のありましたアシタのたかはま研究会の研究レポート、ここにありますがけれども、N e x tたかはまというものをいただいています。これについて幾つかお伺いしたいと思います。

このN e x tたかはまは、106ページにわたる大変立派なレポートでございます。この研究レポートは、平成26年度の研究所の成果を報告書という形で取りまとめたとのことですがけれども、

まずこの報告書の表紙に、2040年までに896の自治体が消滅するという極めて衝撃的なコメントが書いてあります。このことについて、もう少し内容を掘り下げて説明をお願いします。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） ただいまの御質問の件につきましては、元岩手県知事で総務大臣もお務めになられました増田寛也東京大学客員教授が座長を務めておみえになります日本創成会議の人口減少問題検討分科会におきまして、平成26年5月に発表された、いわゆる増田レポートと呼ばれる研究報告書の中で報告されたものでございます。少子高齢化、東京一極集中がこのまま進めば、2040年には全国の896の市町村で20歳から39歳までの若年層の女性の人数が5割以上減少し、これに伴って生まれる子供の数が減少することでさらに人口減少が加速し、いずれ消滅する可能性があるという指摘されたものでございます。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） ありがとうございます。

大変ショッキングな報告です。

このNextたかはまというこのレポートは、大変貴重なレポートだと思います。この大変貴重なレポートにもかかわらず、発行責任者が誰なのか、発行部署はどこなのかということが全く書いていないものですから、次回以降発行する予定であるならば、先ほど御回答いただきましたそれぞれの責任者だとか組織だとかという皆さんをぜひとも1枚、A4にまとめて巻末に添付して、その体制がわかるようにしていただきたいと思います。これはお願いでございます。

次に、Nextたかはまは今説明のあった増田レポートを受けて、この高浜市が消滅自治体になるという前提でのレポートなんのでしょうか、それとも、消滅自治体にならないようにするためのレポートなんのでしょうか、あるいは、今後消滅自治体となるかならないかわからないけれども、そのための判断をするためのレポートなんのでしょうか。お願いします。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） まず、増田レポートの中で消滅の可能性のある自治体というものが紹介されております。その中では、高浜市は幸いなことに消滅自治体には含まれていないということをごましく申し上げます。

その上で、Nextたかはまのレポート、これを取りまとめた目的につきましては、あくまでも高浜市の20年後の姿を展望するためにさまざまなデータから調査・研究を行ったものだというものでございます。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） わかりました。

では次に、報告書の中身について少しお伺いします。

第1章で人口の動向を分析されています。この中で、5つの小学校区ごとに報告されています

けれども、この小さな高浜の中で、わざわざ5つの小学校区に分けて分析する必要はないんじゃないでしょうか。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） ただいま御質問がありましたが、各地区別の現状分析と将来予測を把握することで、それぞれの地区に潜在する課題を人口の面から明らかにするとともに、こうしたデータを活用することで地域の課題、これの解決につなげていくためにこうした分析を行ったというものでございます。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） ありがとうございます。ぜひともその結果を活用していただきたいと思います。

では次に、第3章の中にこれから退職される職員の数がずっと書いて、報告されております。また、この部分でマイナンバー制度の開始とかさらなる業務のアウトソーシング化を行い、さらには将来的にはICT化の推進によって、人が行う業務が減少していくと予想されると、ここまで書いてあります。この記述から見ますと、将来的には職員の採用を抑制し、どんどん職員の数は減らしていきますよというようにも読み取れます。ソーシャル・ネットワークなどを活用することによって、多分職員を減らしていくんだらうかということだと思いますけれども、この点について補足説明をお願いします。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 確かにICT化の進展などによりまして、人や業務スペースの省力化、あるいは省スペース化というものが進んでまいりましたら、行政サービスのあり方も変わってくるということが予測されます。それでも、人が取り扱わなければならない業務というものは、必ず残ってまいります。人が行わなければならない業務の範囲を毎年検証していく中で、退職補充者とのバランスを考慮し、新規採用職員の人数については、その都度判断をしてまいるということで、必ずしも減少ありきということではないということをおし上げておきたいと思っております。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） どうもありがとうございます。その辺は、慎重にまたひとつよろしく願います。

同じ章にちょっとわかりにくいデータが載っています。高浜市総合サービス株式会社委託効果についてという一覧表が実は載っています。平成26年度の欄を見ますと、高浜市総合サービスに3億2,800万円委託しましたと。その下に経費削減効果として2億6,600万円ありましたというふうに書いてあります。これ、よく見るとよくわからないので、もう一度確認です。これは、高浜市総合サービスに業務の委託を行わず市の正規職員で行ったら、今申し上げた2つの数字の合算5億9,400万何がしという経費が必要だったんだけれども、実際には3億2,800万円という財政負

担で済んだということをございましょうか。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 議員御指摘のとおりでございます。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） ありがとうございます。

僕が申し上げたほうが、多分見るほうはわかりやすいので、次回からはそのような表現にしてもらえると嬉しいなと思います。またそれは、部内でもんでいただけたらと思います。

このレポートは20年後を想定した高浜市の未来を展望する内容とのことですが、5年後とか10年後といった節目の年における数値目標が全然ないんですけれども、やっぱりこういうのは載せたほうがよろしいんじゃないでしょうか。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） このレポートにつきましては、あくまでも平成26年度の研究所の研究成果として取りまとめたものでございます。計画書ではございませんので、目標の設定は行っていないということでございます。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） わかりました。レポートの性格が違うということなのだろうと思いますけれども。

では、この研究成果を今後どのような形で市政運営に活用していくお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） この研究成果を今後の市政運営にどのように活用するのかというお話でございますが、国においては昨年11月21日に、地方創生の理念等を定めたまち・ひと・しごと創生法が成立し、同12月27日には国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されております。この中で、地方公共団体に対しても、地方版の人口ビジョン及び総合戦略を策定するよう努めなければならないというふうにされております。

これに伴いまして、本市におきましても人口の現状と将来の展望を提示する高浜版の人口ビジョンを策定し、その内容を踏まえて今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を取りまとめた高浜版の総合戦略を今年度中に策定していくということとしております。

現在、研究所において、この取りまとめ作業にかかっているところでございますが、この研究成果につきましては、この人口ビジョンや高浜版の総合戦略の基礎データとして活用してまいりたいというふうに思っております。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） 今御説明のあった高浜版の人口ビジョンと総合戦略について、現在策定中

のことですけれども、どの程度の進捗状況なのか、差し支えなければお伺いしたいと思います。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 御質問の人口ビジョンと総合戦略の進捗状況ということでございますが、大枠は固まってきておりまして、現在は産官学金労言と言われております各界の皆様の意見をヒアリングなどを通じて伺いながら、最終的な取りまとめを行っているところでございます。この過程におきましては、随時政策アドバイザーの助言をいただきながら、最終的な詰め作業を行ってまいります。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） ありがとうございます。

人口ビジョンについては恐らくN e x tたかはまがベースになり、同じような内容となることが想像できます。

高浜版の総合戦略については、どのような内容になるのでしょうか。公表できる範囲で結構ですが、お示してください。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 総合戦略に盛り込むべき内容について申し上げますと、国の総合戦略の基本的な考え方といたしましては、1つ目に人口減少と地域経済縮小の克服、2つ目にまち・ひと・しごとの創生と好循環の確立とされております。今後の施策の方向性として、地方における安定した雇用を創出する、地方への新しいひとの流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという4つの基本目標を掲げております。

本市では、市政運営の最上位計画であります第6次総合計画に基づき各種の施策を実施していることは議員も御承知のことと思いますけれども、ただいま申し上げました地方創生の理念や基本目標は、本市にあつては、この第6次総合計画を着実に実施していくことで達成が可能というふうに考えております。

したがいまして、第6次総合計画の基本計画の中から、地方創生に資すると思われる部分を抜き出し、これをベースに構成してまいりたいというふうに考えております。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） ありがとうございます。

では、高浜版人口ビジョンや総合戦略について、議会とのかかわりはどのようになってきますでしょうか。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 地方版人口ビジョンや総合戦略の策定に当たりましては、国のほうから議会による関与が求められておりますので、素案がまとまった段階で中間報告という形で議会

の皆様には御報告あるいは御説明をさせていただき考えでおります。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） では、高浜版人口ビジョンと総合戦略の今後の策定スケジュールなんですけれども、これも公表できる範囲で結構です。ちょっとお示してください。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 策定のスケジュールということでございますが、11月中には素案を取りまとめたというふうに考えております。その中で、12月議会の中で全員協議会の開催をお願いし、中間報告をさせていただきたいというふうに考えております。その後、パブリックコメントの手続きを経て、3月末までには策定してまいりたいというふうに考えております。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） じゃ、最後になります。

研究所の平成28年度以降の研究テーマについては、何かお考えがあればお伺いしたいと思えます。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 地方自治体を取り巻く環境は刻一刻と変化をしておりますので、引き続き各種のデータの収集・分析を行い、本市の中長期的な政策課題を明らかにして、その解決に向けた取り組みについて調査・研究、これは継続して実施をしております。その過程におきましては、今回のような形で研究成果をレポートとして取りまとめ、御報告させていただき場面もあろうかというふうに思っております。

また、研究テーマの一つであります「実践する」を具体化するため、しあわせづくり計画に基づいて、自分たちのまちをこうしたいを実現するための自分たちでできることを実践に移していきたいと、このように考えております。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） どうも長々とありがとうございました。

アシタのたかはま研究所は、高浜市の中長期的な政策課題に対し、さまざまなデータを駆使して解決策を提案するという大変重要な役回りを持った組織であることがよくわかりました。

また、Nextたかはまというレポートは、ぜひとも今後とも定期的な出版されることを希望いたします。このNextたかはまの出版の積み重ねは、将来の予測とその実績が10年とか20年スパンでPDCAサイクルとして確認できる資料になります。これは、高浜のみならず他の自治体にも影響を及ぼすことができるのではないと思われる大変貴重な資料になると思われるからでございます。

また、このスタッフになられた方は大変御苦労さまでございますが、しあわせづくり計画、高浜人口ビジョン、総合計画との整合性をとりながら高浜市の将来のまちづくり計画をしっかりと

作成していただくことを期待して質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（幸前信雄） 暫時休憩いたします。再開は4時5分。

午後3時54分休憩

---

午後4時3分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、柴田耕一議員。一つ、交通安全対策について。以上、1問についての質問を許します。

7番、柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一） それでは、議長のお許しを得ましたので、交通安全対策について質問をさせていただきます。

まず、交通事故の現状と安全対策について。

昨年、一昨年と市政クラブにて政策提言をさせていただいております「交通安全対策（歩道帯、歩行帯、横断歩道の確保、道路標識の整備、通学路の危険箇所の回避等を含む）については、各種団体、組織と連携して進め、子供と高齢者に対する交通安全教育のさらなる推進を図れ」についてでございます。ここ一、二年、路側帯の区画線の設置等がよくなって車の走行等がしやすくなったと、そういった意見はよく聞きます。しかしながら、ことしも愛知県の交通事故死亡者数は夏休みを境に、全国ワーストワンというふうになっております。本市においては、交通安全協会、交通安全指導員、関係機関の皆様方の御協力により、現在のところ、交通死亡者ゼロとなっておりますが、死亡者ゼロが長く続くことを願い、本市における交通事故の現状と安全対策についてお伺いします。

次に、自転車の安全な利用についてです。

自転車の運転については、免許も必要なく、罰則もなく、気軽に乗れ、便利な乗り物として買い物、通勤、通学等、大人だけでなく交通ルールを知らない子供たちも乗れる手軽な乗り物として普及してまいりました。

しかしながら近年、自転車の危険運転等による大きな事故やトラブルにつながる可能性がふえてきたことから、ことし6月1日より自転車の違反を厳しく取り締まるための道路交通法の改正が行われました。今回の改正概要は14項目、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路での徐行違反、通行区分違反、路側帯通行での歩行者通行妨害、遮断のおりた踏み切りへの侵入及び立ち入り、交差点で右折する場合の直進車の妨害、交差点での優先車妨害等、環状交差点の安全進行義務違反、指定場所一時不停止等、歩道通行時の通行方法違反、ブレーキ不良の自転車運転、酔っぱらい運転、携帯電話を使用するなど安全運転義務違反等を危険行為に指定され、この中で3年

に2回以上摘発されると自転車運転者講習の受講命令が下され、3カ月以内に受講しなければなりません。もし、その命令を無視して受講しなかった場合、5万円以下の罰金が科せられます。これは、満14歳以上は全ての人を対象という内容でございます。

免許を持っていない人や子供たちはほとんど標識及び交通ルールを知らない。こうした人たちに対する標識教育、自転車の安全な乗り方教育等の交通安全教室の開催、特に小学校、中学校、高等学校等におけるヘルメット着用、交通ルールやマナー向上に向けた取り組み等を行う必要があると考えます。

本市の自転車の安全な利用取り組みについて、以上2点についてお伺いをいたします。

○議長（幸前信雄） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、柴田耕一議員の御質問、交通安全対策について、（1）交通事故の現状と安全対策について、（2）自転車の安全な利用について、それぞれお答えをいたします。

初めに、（1）交通事故の現状と安全対策についてお答えします。

本市の交通事故の現状をお答えする前に、愛知県の交通事故の発生状況について若干御説明をさせていただきます。愛知県の交通事故死亡者数は、昭和44年の912人をピークに昭和45年から10年連続の減少を図り、その後平成に入って第2次交通戦争と呼ばれる状況を迎え、しばらくは500人台が続き、平成8年には400人台まで減少し、平成14年には398人となり、昭和44年のピーク時と比較し、半減するに至っています。その後、増減を繰り返しながら平成26年は204人と減少傾向で推移いたしております。

しかしながら、愛知県での交通事故死亡者数は、平成15年から12年連続の全国ワーストワンという大変厳しい状況となっております。この間、愛知県では昭和46年に第1次愛知県交通安全計画を策定し、以後、5年を計画の周期にこれまでに第9次にわたる交通安全計画を策定し、各般の施策を進めてまいりました。

また、平成25年6月には、県内において交通死亡事故が一定期間に集中的に発生した場合、その状況に応じて交通死亡事故多発警報等を発令することにより、県民の交通事故に対する注意を喚起するとともに県、市町村、県警察及び関係機関・団体が相互に協力して、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、交通死亡事故の抑止を図ることを目的とする交通死亡事故多発警報等発令制度の導入や、交通事故のない安全に安心して暮らすことができる社会を実現させるための基本理念、県、県民、事業者の責務、交通の安全に関する施策の基本となる事項等を定めた愛知県交通安全条例を平成26年10月14日に施行するなど、交通安全対策、交通死亡事故等の減少に積極的に努めているところであります。

本市におきましても愛知県交通安全条例等を遵守するとともに、本年8月にも発令をされましたが、愛知県が交通死亡事故多発警報を発令した際には、必要に応じて一斉大監視活動等の交通

安全対策活動を実施するなど、交通事故の防止に向けた取り組みを実施しているところでございます。

さて、本市における交通事故の発生件数でございますが、過去3年間の実績を申し上げますと、平成25年では死亡1件、重傷12件、軽傷268件の計281件、平成26年では死亡2件、重傷5件、軽傷231件の計238件、本年におきましては、1月から7月までの7カ月間で死亡ゼロ件、重傷4件、軽傷106件の計110件となっております。また、本年1月から7月までの発生件数110件に対します事故類型では、車両相互によるものが最も多く72件で、全体の65.5%を占めており、次いで、自転車対車が13件、二輪車対車が11件、人对車が10件、単独が4件の順となっております。学区別では多い順に、高浜小学校区31件、吉浜小学校区27件、翼小学校区23件、港小学校区19件、高取小学校区10件となっております。また、発生件数110件に対します負傷者数は139人で、年齢別で申しますと15歳以下が12人、16歳から24歳までが12人、25歳から64歳までが97人、65歳以上が18人となっております。25歳から64歳までが全体の69.7%を占めております。また、時間帯では午前9時から午後5時までの日中における発生が77件で、全体の55.4%を占めております。

それでは、交通安全対策に向けた本市の取り組み状況につきましてお答え申し上げます。

本市におきましては、高浜市交通安全協会、高浜市交通安全指導委員会、碧南警察署等と連携し、さまざまな交通安全対策を展開しているところでございます。具体的な活動内容を申し上げますと、年4回の全国交通安全運動に合わせて実施いたします交通安全市民運動では、沢渡町交差点など交通量が多く、交通事故の発生が危惧される交差点におきまして、交通安全手旗などを掲げての一斉大監視活動、愛知県トラック協会碧南支部の御協力により、トラックのボディーに横断幕やのぼり旗をつけて、碧南市内と高浜市内を巡回し、交通安全の呼びかけや啓発品の配布等を行う交通安全トラックパレード、夕暮れ時にライトの早目の点灯を呼びかけて交通事故防止を図るライド&ライト関所活動など実施しているところでございます。

また、春の交通安全市民運動では、高齢者交通安全グラウンドゴルフ大会の参加者を対象とした交通安全講話の実施、今月18日より実施予定となっております秋の交通安全市民運動では、交通安全ポスター展、児童センター母親クラブ交通安全街頭活動、高取保育園の園児によるチビッコ警察官街頭活動等を予定いたしております。また、交通安全市民運動期間外におきましても、交通死亡事故ゼロの日早朝パトロールや市内15カ所の交差点などで交通安全立哨活動を実施するとともに、交通安全に関するチラシの全世帯配布及び回覧、園児に対し交通安全帽子の配布等を行っております。

ただいまお答え申し上げます交通安全市民運動を初めとしました交通安全対策に対するさまざまな活動に際しましては、議員各位におかれましても積極的に御参加をいただいているところでございますが、いずれにしましても、先ほども申し上げましたが、高浜市交通安全協会を初めとしました関係機関と連携・協力して、継続性を持って地道に活動を重ねていくことが、交通事

故の抑制、交通安全対策につながっていくと考えておりますので、何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、(2) 自転車の安全な利用についてお答えします。

公益財団法人交通事故総合分析センターが発行しております交通事故分析レポートによりますと、平成26年の全国における自転車事故件数は10万9,269件となっており、平成25年の12万1,040件、平成24年の13万2,048件と比較して減少傾向にはあるものの、自転車に関連した事故では自転車運転者の多くに交通違反があったとの分析結果が出ております。このような状況を踏まえ、自転車の交通事故を防止するためには、自転車利用者に対して交通ルールの徹底を図っていくことが必要不可欠であるとの考えから、本年6月1日の道路交通法の改正により、14歳以上を対象に自転車運転者講習制度が新たに始まりました。この制度の対象となる危険行為等につきましては、先ほど御質問の中で議員が申されたとおりでございます。

このように自転車運転者に対する取り締まりが厳しくなる中、交通ルールを守り、自転車事故を起こさないために、本市では高浜市交通安全協会、高浜市交通安全指導委員会、碧南警察署を初めとした関係機関と連携・協力し、さまざまな事業を展開しております。

その代表的なものが、全ての小学校で実施しております自転車交通安全教室でございます。自転車交通安全教室では、主に低学年、中学年の児童を対象に碧南警察署交通課署員の講義に加え、10トンのダンプカーを使った自転車の左折巻き込み及びダミー人形による飛び出し事故の実演、実際に自分の自転車に乗って学校周辺を走行し、出発の際や交差点などで交通指導員から個別にアドバイスや指導を受けながら自転車の安全な乗り方について学ぶ実地訓練などを行っています。

実際に自転車交通安全教室に参加した児童からは、自転車の乗り方、こぎ方、おり方などルールについてわかりやすく教えてもらった、自転車に乗ったら右、左、後ろを見ることを初めて知った、自転車は左側通行で車道を走ることを初めて知った、教えてくれる人がたくさんいて安心して乗ることができた、家に帰ってからもいっぱい練習した、自転車がこんなに危険なものだと初めて知った、みんなのためや自分のために交通安全をしっかり守るといった感想が聞かれました。

また、碧南警察署交通課の署員からは、自転車安全教室を市内の全ての小学校で実施している市町村は県内でも少なく、子供のころから自転車の安全な乗り方等についてきちんと学ぶことは非常に有意義で効果も高いとお声もいただいております。小学校での自転車安全教室につきましては、今後も関係機関と連携・協力し、積極的に実施してまいりたいと考えております。

また、市内の全中学校及び高校では碧南警察署が主体となり、本年6月15日から12月31日までの間、チャレンジ200日間自転車無事故無違反ラリーを展開しております。このラリーは、40人程度を1グループとし、200日間の無事故無違反の達成に向けて取り組むものでございます。ラリーの期間中にグループメンバーが人身事故や交通違反等を繰り返すと、そのグループは未達成

となることから、生徒一人一人が交通安全意識を高め、通学の際など自転車の安全運転に心がける中で、事故防止、マナーの向上などに努めていくものでございます。

また、高齢者に対しましては、本年11月に開催をされます交通安全高齢者自転車愛知県大会に出場するため、いきいきクラブの会員が交通指導員からのアドバイスや指導等を受けながら自転車の乗り方やマナー等について練習を重ねております。ほかにも、いきいきクラブやシルバー人材センター等からの要請に基づき、碧南警察署の署員が交通安全に関する講演などを実施し、自転車の安全な利用についての周知徹底に努めているところでございます。

さらに、本年度の新たな取り組みとしまして、高浜南部まちづくり協議会の主催で夏休み体験型講座「自転車の安全な乗り方を学ぼう」と題しまして、愛知県が所有をしております自転車の走行が疑似体験できる自転車シミュレーターを活用しました参加体験型講座を実施しております。講座当日は児童、保護者、高齢者も含め30人近くの方が参加し、自転車の正しいルールと安全な通行方法について、シミュレーターを通して楽しみながら学習することができました。今後、ほかの地域でもこの活動が広がっていくように、ほかのまちづくり協議会にも周知をしてみたいと考えております。

ただいま申し上げましたように、本市におきましては、自転車交通安全教室を初めとしましたさまざまな事業に取り組んでいるところでございます。本年6月1日の道路交通法の改正により、自転車に対する取り締まりが強化されましたが、自転車が加害者となった過去の判例では、賠償金として9,521万円といった高額な支払い命令が出された事例もございます。交通事故は一瞬にして人の幸せを奪い、不幸のどん底に突き落とします。加害者にとっても被害者にとっても悲惨なものです。このようなつらい目に遭わない、遭わせないためにも、今後も引き続き高浜市交通安全協会、高浜市交通安全指導委員会、碧南警察署を初めとしました関係機関と連携・協力して、交通安全対策に継続的かつ積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（幸前信雄） 7番、柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一） ありがとうございます。

再質問させていただきますけれども、ソフト面についてはよくわかりました。交通事故や安全対策、自転車の安全な利用等の取り組みについては、日ごろより御尽力をいただいている高浜市交通安全協会だとか高浜市交通安全指導委員会、関係機関、団体等の皆さんの御支援、御協力があってこそこのことと大変感謝を申し上げるところでございます。

ただ、ハード面について事故現場、特に死亡だとか重傷現場の調査、状況等を踏まえ、どのように取り組み、継続的に施設の安全対策等を行っているか、再度お聞きいたします。

○議長（幸前信雄） 都市防災グループ。

○都市防災G主幹（神谷義直） 御質問のハード面におけます事故現場の調査状況等を踏まえた

安全対策でございますが、本市におきまして死亡・重体事故等が発生しますと、高浜市交通安全協会、高浜市交通安全指導委員会、碧南警察署などの関係機関によりまして、事故現場におきまして交通安全対策会議を実施し、事故の状況を把握するとともに道路管理者等に対しまして、必要な改善を要望するなど交通安全対策に努めているところでございます。

昨年5月16日に小池町三丁目地内で発生いたしました60代の男性が運転する原付バイクが、進路左側の側溝に逸脱し、転倒して死亡した事故では、住宅等の乗り入れ口以外は側溝のふたが設置されていなかったことから、他の箇所につきましても側溝ふたを設置するとともに、外側線が消えかかっている箇所があったことから引き直しを行っております。また、昨年9月9日に呉竹町2丁目地内で発生いたしました70代の女性が運転する普通乗用車と70代男性が運転する自転車が見通しの悪い交差点で出会い頭に衝突し、自転車に乗っていた男性が重体となった事故では、外側線、停止指導線、交差点マークの引き直しを行うとともに、停止指導線の手前に交差点注意の路面標示、飛び出し注意の看板設置等を行っております。

また、この事故は高齢者対高齢者によるものであったことから、事故現場から半径300メートル以内にある約650世帯のうちの高齢者世帯であります約100世帯に対しまして、高浜市交通安全協会、碧南警察署、市職員等で戸別訪問を実施し、交通安全の啓発等に努めたところでございます。

議員の御質問の中にもございましたが、本年に入りましてからは、幸い交通死亡事故や重体事故は発生しておりませんが、ソフト面におきましては関係機関と連携・協力して交通安全啓発活動等を実施し、またハード面におきましては、交通安全対策会議等からの意見や要望を踏まえた迅速な対応に心がけるなど、今後も引き続き安全対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（幸前信雄） 7番、柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一） ありがとうございます。現場等一応確認されて、きちっとそういった対応や何かをされているということですが、とにかく、それだけではなく、継続的な施設の安全対策等お願いをしておきたいと思っております。

次に、自転車の安全な利用についての再度質問をさせていただきます。

自転車事故件数は年々減少しているものの、自転車と歩行者、自転車同士の事故は自転車全体の減少率に比べ減少率が低く、自転車が加害者となりやすい事故は減っておりません。運転免許の要らない便利な乗り物である反面、人に危害を及ぼすおそれのある危険な乗り物であることを自転車利用者は自覚し、交通安全意識を高めることが重要であります。

こうした人たちに対する標識教育、自転車の安全な乗り方教育等の交通安全教室の開催、特に小学校、中学校、高等学校、高齢者においては交通ルールやマナー向上に向けた取り組み等行っ

ていただいているということでございますけれども、多くの子供たちは三輪車から補助輪つきの自転車になって、小学校に入学するころには補助輪を外して、子供たちだけで乗る機会もふえ、危険が増してきます。何事も初めが肝心と言いますけれども、幼稚園・保育園児等の親子で自転車を安全に乗れて、練習ができ、園児と子供たちにもわかりやすい標識等が学べる場所づくりが大切と考えますけれども、既設の公園利用等も含め、標識パネル等の設置等の取り組みについて、また、自転車保険等の加入促進、指導状況等あわせてお伺いをいたします。

○議長（幸前信雄） 都市防災グループ。

○都市防災G主幹（神谷義直） ただいま最初のほうに御質問いただきました既存の公園施設等を含めた標識パネル等の場所の整備の取り組みについてでございますが、例えば交通公園と呼ばれます施設は、児童に交通知識や交通道徳を体得させることを目的としまして設置される施設で、信号機、横断歩道、道路標識など、道路を模したコースが設けられており、遊びながら交通ルールを学ぶこともできる仕組みになっております。

昭和30年代後半から自動車の急増と児童の交通事故が大きな社会問題となってきた背景を受けて整備がなされており、議員も御存じのことと思いますが、本市におきましても、現在のかわら美術館の場所に衣浦公園があり、その一部に交通公園がございました。当時を振り返りますと、公園を利用する子供たちのために「みどりのおばさん」の呼称で親しまれた交通安全指導員が自動車学校のように子供たちに個別指導をしておられました。

そこで、議員御提案の既設の公園等を利用した標識パネル等の整備についての考え方でございますが、特に、自転車に対する交通ルールの指導体制、施設の管理体制等も踏まえ、総合的に考えますと、現段階では先ほどお答えをいたしましたとおり小学校の児童を対象とした自転車交通安全教室等におきまして、碧南警察署の交通署員から道路標識等も含め直接指導いただける体制づくりが関係機関の御理解と御協力によりできておりますので、現在の取り組みを推進してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、2つ目の御質問でございました自転車保険等への加入促進、指導状況等についてお答えをさせていただきます。

自転車保険につきましては、児童、高齢者等への交通安全講話等におきまして、答弁の中でもお答え申し上げましたが、高額な賠償命令があった判例等の紹介とあわせて周知を図っているところでございます。しかしながら、その必要性や重要性につきましては、市民の意識や認知度が低いのが現状でございます。民間の保険会社独自の自転車保険も多く販売されておりますが、財団法人日本交通管理技術協会が実施します自転車安全整備士のいる自転車安全整備店で、有料ではございますが、点検・整備を受け、その自転車が道路交通法等に定める安全な自転車であることを認識した際は、1年間を更新期間としまして、損害賠償や賠償責任補償等の保険がついたTSマークと言われる交通安全シールを張ってもらうことができる自転車安全整備制度がございま

す。高浜市内にも5店舗が自転車安全整備店として登録をされておみえになります。

今後は、広報やホームページ、各種交通安全教室等におきまして、この制度を積極的にPRし、安全な自転車利用、自転車保険の促進等を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（幸前信雄） 7番、柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一） ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で、自転車が加害者となった損害賠償例が挙げられておりましたけれども、子供たちが自転車事故の加害者には絶対ならないとは言い切れません。ちょっとした悪ふざけや不注意によって取り返しのつかないことになる可能性もあります。未成年の場合は、保護者に対して損害賠償請求が来ます。裁判の判例でも、親が子供たちにきちんと安全指導だとか自転車の教育をしたのかが焦点になっているケースが多いと聞き及んでいます。

高浜市から一人でも加害者となる子供さんを出さないためにも、親子で学べる自転車の正しい乗り方公園及び自動車レーンの整備等歩行者や自転車の安全を確保できる道路整備等、国・県に働きかけ、実現していただくよう強くお願いするとともに、自転車保険への加入促進を積極的に進めていただきますようお願いし、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（幸前信雄） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

あすは、引き続き午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後4時39分散会

---